

「第 3 次枚方市環境基本計画」の基本的な考え方について

部会報告

(全体版)

令和2（2020）年3月

枚方市環境審議会環境基本計画策定部会

はじめに

枚方市では、平成23年3月に策定した「第2次枚方市環境基本計画」において、「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」や「地球環境への負荷が少ないまち」などの5つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって計画に基づく施策を推進し、一定の成果をあげてきた。

第2次枚方市環境基本計画の策定以降、国際的な動向として、国連サミットで持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国連気候変動枠組条約締約国会議で温暖化対策の新たな枠組みとしてパリ協定が採択された。また、国内では、第5次環境基本計画や生物多様性国家戦略が策定されたほか、環境教育等促進法の基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図っていくことが盛り込まれるなど、環境施策を取り巻く状況が大きく変化している。

このような中、枚方市環境審議会では、枚方市長から平成31年3月に「第3次枚方市環境基本計画の策定について」諮問を受け、諮問事項の検討にあたり、専門的な審議を行う必要があることから、環境基本計画策定部会を設置し、具体的な審議を行うことになった。

本部会は、社会状況の変化などを踏まえ、計6回にわたり活発な審議を重ね、第3次枚方市環境基本計画の基本的な考え方を取りまとめたので、その内容を次のとおり報告する。

目 次

1. 環境基本計画の基本的事項 ······	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間	
(3) 計画の対象範囲と主体	
(4) 計画の対象地域	
(5) 計画の構成 (案)	
2. 第3次環境基本計画のテーマと基本目標について ······	2
(1) 第3次環境基本計画のテーマについて	
(2) 第3次環境基本計画の基本目標について	
(3) 計画の目標と持続可能な開発目標 (SDGs) について	
(4) 第3次環境基本計画の基本目標と施策の体系 (案)、SDGsとの関係について	
3. 基本目標ごとの施策の方向性について ······	7
(1) 基本目標ごとの現状と課題	
(2) 環境指標の設定について	
(3) 市民・市民団体、事業者の取り組みについて	
(4) 施策の方向性の考え方について	
(5) 施策の方向性等の (案) について	
1. 環境学習・パートナーシップ	
2. 地球環境	
3. 自然環境	
4. 資源循環	
5. 都市環境・生活環境	
6. 計画に位置付ける環境教育行動計画について	
7. 計画に位置付ける生物多様性地域戦略について	
4. 計画の推進と進行管理について ······	26
(1) 計画の推進体制について	
(2) 計画の進行管理について	
5. 付帯意見 ······	28
6. 資料編 ······	29
(1) これまでの審議経過について	
(2) 枚方市環境審議会 環境基本計画策定部会委員名簿	
(3) 第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題	
(4) 枚方市の地域特性	
(5) 市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について	
(6) 用語集	

1. 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

第3次枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第9条第1項に基づく、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第5次枚方市総合計画と整合を図りながら推進していく分野別行政計画で環境施策を推進するための基本方針となるものである。

また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育行動計画や「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略を環境基本計画の中に位置付け、具体的な取り組みを推進する必要がある。

さらに、環境関連の個別計画である枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、枚方市みどりの基本計画などと整合を図っていく必要がある。

(2) 計画の期間

第3次環境基本計画の計画期間は、令和3（2021）年度からの10年間とする。ただし、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、概ね、5年後には、中間見直しを検討する必要がある。

(3) 計画の対象範囲と主体

第3次環境基本計画は、環境基本条例第3条の基本理念及び第8条の施策の基本方針に基づき、「地球環境」「自然環境」「資源循環」「都市環境」「生活環境」を対象とし、計画の目標を実現するためには、計画の主体を市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体とする必要がある。

(4) 計画の対象地域

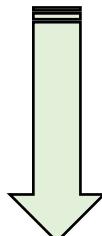
第3次環境基本計画の対象地域は、枚方市域全域とする。

ただし、枚方市の環境は、東部地域や淀川周辺地域、市街地などにおいて、それぞれ特徴が異なることから、地域性を十分に考慮する必要がある。

(5) 計画の構成（案）

第3次環境基本計画の構成（案）を次に示す。

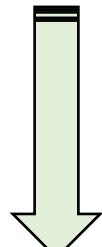
背景・目的



第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の趣旨
- 計画策定の背景
- 計画の役割と位置づけ
- 計画の対象等
- 計画の構成

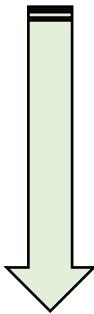
計画のテーマ・目標



第2章 計画の目標

- 第3次枚方市環境基本計画のテーマ
- 計画の目標
- 計画の目標とSDGsとの関係

具体的な施策



第3章 目標達成に向けた環境施策の展開

- すべての主体が環境保全活動に取り組む【環境学習・パートナーシップ】
- 脱炭素化社会を推進するまちをめざす【地球環境】
- 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす【自然環境】
- 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす【資源循環】
- 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす【都市環境・生活環境】
- 枚方市環境教育行動計画
- 枚方市生物多様性地域戦略

推進

第4章 計画の推進

- 計画の進行管理
- 計画の推進体制

資料編

- 前計画における主な取り組み
※その他、付属資料として、諮問、答申、アンケート・ワークショップ結果、審議経過等を掲載

2. 第3次環境基本計画のテーマと基本目標について

(1) 第3次環境基本計画のテーマについて

枚方市の環境の10年後の望ましい姿について、市民アンケートや市内高校生ワークショップでは自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多くかった。

また、市民アンケートの自由記載欄においても、様々な環境のバランスを重視する意見が多く見られた。そして、枚方市環境基本条例やこれまでの環境基本計画では市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考え行動し、豊かな環境を守り、創り出すまちを目指すことを明確にしている。

こうしたことから、引き続き、現計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の方向性を基礎に、枚方市の取り組みをきっかけとして、地球規模の視点や将来を見据えた視点を加え、第3次環境基本計画のテーマを設定する必要がある。

(2) 第3次環境基本計画の基本目標について

- 枚方市環境基本条例では、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考え行動し、豊かな環境を守り、創り出すまちを目指しており、こうした考え方は環境に関するすべての分野に共通する考え方であり、また、市民アンケートの「市に期待する環境保全施策」では「こどもに対する環境教育」「環境に関する情報提供」が、事業者アンケートの「市に期待する環境保全施策」では「環境に関する情報提供」が上位となっていることから、分野横断的な基本目標として「環境学習・パートナーシップ」を設定する。
- 国や府の計画でも重点事項とされており、また、市民アンケートの「環境の現状」や「市の環境施策」において、重要度と満足度の差が大きかった「地球環境」、市民アンケートにおいて、枚方市の環境の10年後の望ましい姿として、最も意見が多くかった「自然環境」、国や府の計画でも重点事項とされている「資源循環」、市民アンケートや事業者アンケートの「市の環境施策」において、重要度と満足度の差が大きかった「都市環境・生活環境」に関する事項を基本目標に設定する。

(3) 計画の目標と持続可能な開発目標（SDGs）について

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで2016年から2030年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。

また、持続可能な開発のキーワードとして、人間（People）、地球（Planet）、豊かさ（Prosperity）、平和（Peace）、パートナーシップ（Partnership）の5つのPを掲げている。



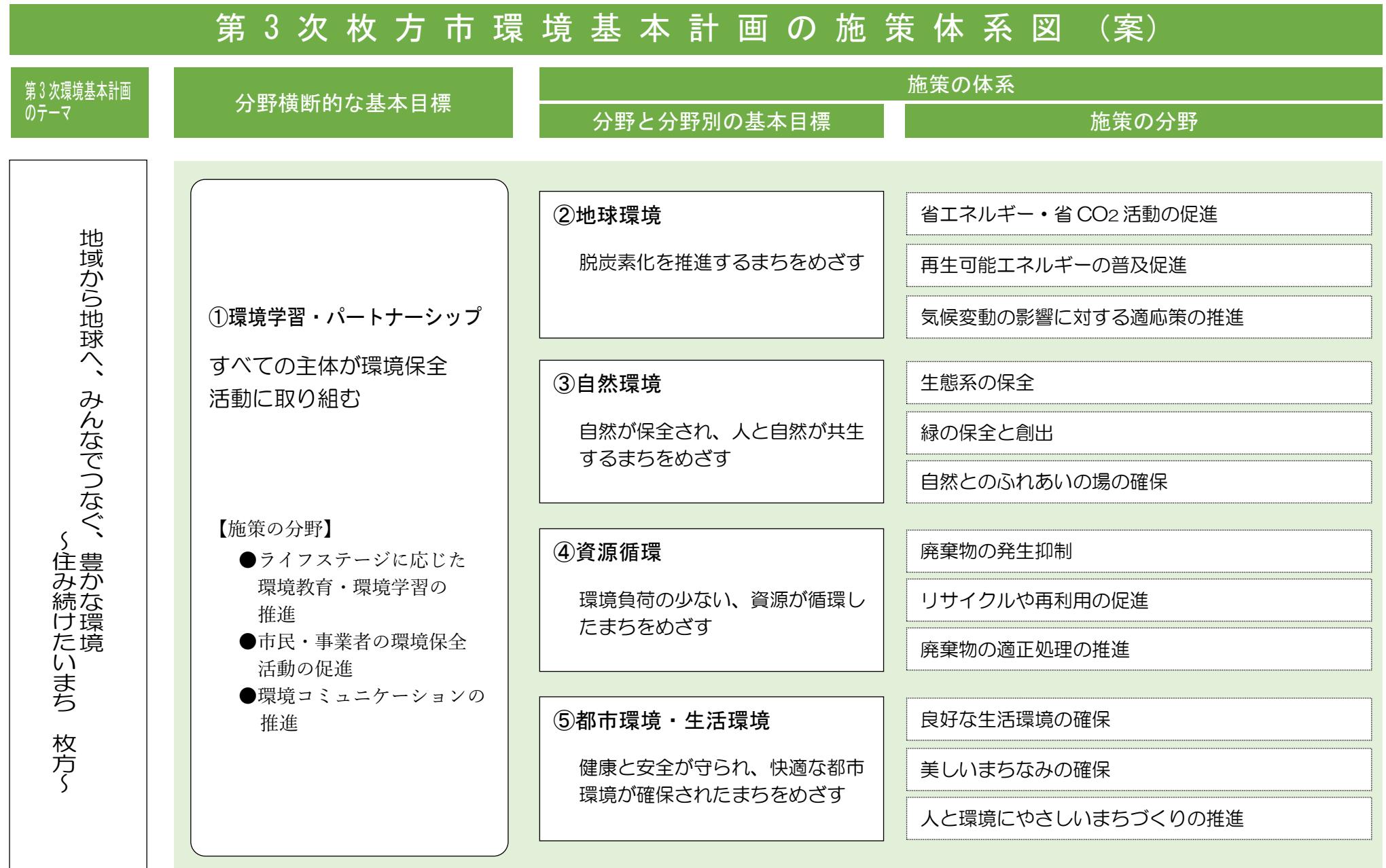
出典：国際連合広報センター

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すためには、市民・市民団体・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

このため、第3次枚方市環境基本計画の策定にあたっては、SDGsの考え方と計画の目標との関係を明確にし、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に対して、統合的に取り組むことが必要である。

(4) 第3次環境基本計画の基本目標と施策の体系（案）、SDGsとの関係について

以下に、「第3次枚方市環境基本計画の施策体系図」の案と「計画の基本目標とSDGsとの関係」を示す。



<第3次環境基本計画の基本目標とSDGsとの関係>

①環境学習・パートナーシップ

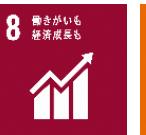
～すべての主体が
環境保全活動に取り組む～



13 気候変動に
具体的な対策を



同時達成



③自然環境

～自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす～

15 陸の豊かさも
守ろう



同時達成



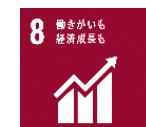
④資源循環

～環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす～

12 つくる責任
つかう責任



同時達成



計画全体に関連するゴール



⑤都市環境・生活環境

～健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす～

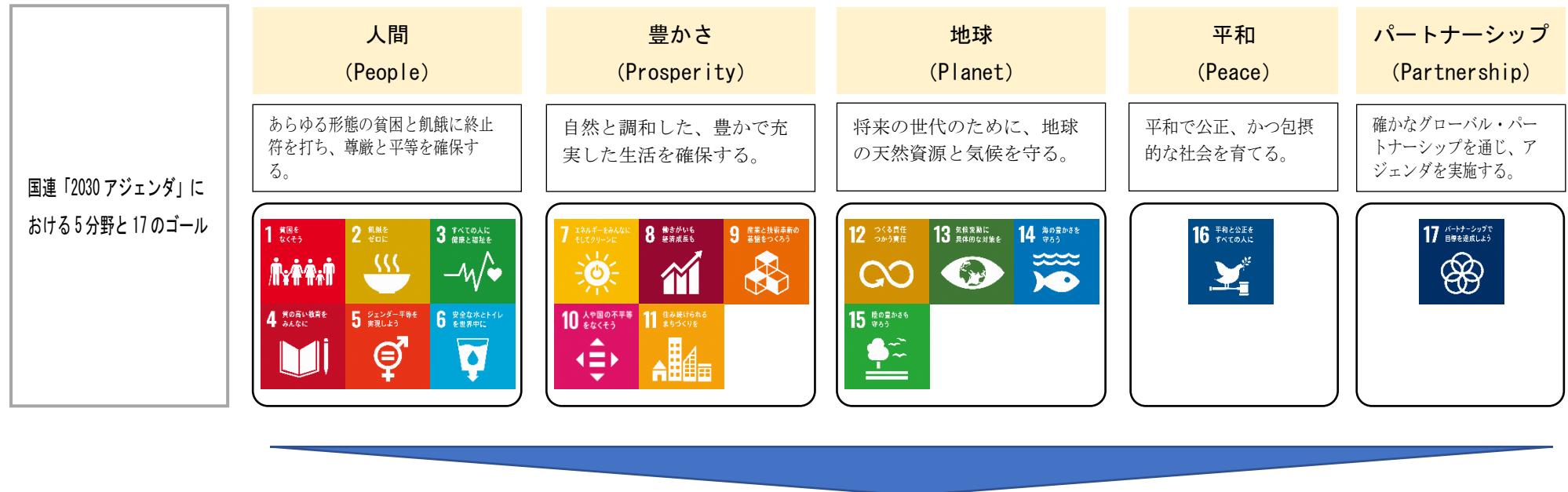
11 住み続けられる
まちづくりを



同時達成



<参考：持続可能な開発目標（SDGs）と国の「「SDGs 実施指針」の8つの優先課題」との関係>



3. 基本目標ごとの施策の方向性について

(1) 基本目標ごとの現状と課題

①環境学習・パートナーシップ

<前計画の取り組み状況> 資料編 P31 参照

- 「環境保全に取り組んでいる市民団体数」は近年、減少傾向となっているが、「アダプト参加団体数」や「地球温暖化対策に取り組む企業数」は増加傾向となっている。

<社会状況の変化と課題> 資料編 P31 参照

- 環境教育等促進法が平成 24 年 10 月に全面施行され、平成 30 年 6 月に、基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることなどが盛り込まれた。
- 環境教育の推進に向けて、ESD や変更された環境教育等促進法の基本方針に基づき、取り組みを進めていく必要がある。

<市民・事業者アンケート結果> 資料編 P37-45 参照

【市民】

- 環境保全行動に取り組んでいる市民は、全国平均と比較してその割合は高い。また、地域の環境保全活動では「資源回収活動」「地域の清掃活動」に多くの人が既に参加しており、今後は、「自然保護活動」や「緑化活動」に取り組んでみたいと考えている人が多いことがわかった。
- 「子どもに対する環境教育」「環境に関する情報提供」について今後、重点的に取り組むべきと考えている人が多く、環境情報の提供については、広報ひらかた、FM ひらかたとともに、出前講座や環境イベント、環境啓発パンフレットの活用を期待している人が多いことがわかった。

【事業者】

- 「環境に関する情報提供」について、今後、重点的に取り組むべきと考えている事業者が多く、環境情報の提供については、広報ひらかた、FM ひらかたとともに、出前講座や環境イベントの活用を期待している事業者が多いことがわかった。

②地球環境

<前計画の取り組み状況> 資料編 P32 参照

- 温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降、大幅に増加し、その後、ほぼ横ばいとなっているが、これは、東日本大震災後、温室効果ガス排出量全体の約 4 割を占める電気の排出係数が大幅に増加したためと考えられる。なお、エネルギー消費量の推移を見ると年々、減少傾向があり、省エネルギーの取り組みが一定進んでいると考えられる。

<社会状況の変化と課題> 資料編 P32 参照

- 東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫や、近年の大型台風や集中豪雨などの気候変動の影響への対策として、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が必要である。
- 2016（平成 28）年にパリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（2013 年度比 26.0% 減）を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定された。また、近年、地球温暖化が原因と考えられる大型台風や豪雨災害など、気候変動の影響が顕在化しており、地球温暖化対策の充実が必要である。

<市民・事業者アンケート結果> 資料編 P37-45 参照

【市民】

- 「ヒートアイランド対策の取り組み」、「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」など、地球環境に関して、市民の関心が高く、多くの人が日常生活において、節電等の省エネの取り組みを行っていることがわかった。

【事業者】

- 「冷暖房の適正管理やクールビズ・ウォームビス」「省エネ技術や省エネ機器の導入」などについて、日常的に取り組まれている事業者が多いことがわかった。

③自然環境

<前計画の取り組み状況> 資料編 P33 参照

- 緑被面積については、農耕地が減少傾向となっている。また、市が実施した自然環境調査（市域全域調査）における植物や哺乳類、昆虫類、鳥類などの確認された種類については、大きな変化は見られない状況となっている。

<社会状況の変化と課題> 資料編 P33 参照

- 平成 24 年には「生物多様性国家戦略（2012－2020）」が策定された。生物多様性国家戦略の 5 つの基本戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取り組みが必要である。

<市民・事業者アンケート結果> 資料編 P37-45 参照

【市民】

- 「自然保護活動」「緑化活動」などの取り組みについて、今後、活動に参加してみたいと考えている市民が多いことがわかった。
- 「生物多様性」の認知度は、「内容を知っている」「聞いたことがある」を合わせると、約 65% にとどまっており、今後、より一層、生物多様性の認知度と重要性を啓発していく必要があることがわかった。
- 「緑や水辺など自然環境が保全されたまち」が枚方市の 10 年後、30 年後の望ましい姿として最も多いことがわかった。また、枚方市の将来を担っていく若年層においても、将来の枚方市に、豊かな自然環境の確保を求める意見が多いことがわかった。

【事業者】

- 「屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン」について、事業者において、あまり取り組まれていないことがわかった。

④資源循環

<前計画の取り組み状況> 資料編 P33 参照

- 「市民 1 人当たりの 1 日のごみの量」は、緩やかながら減少傾向となっている。

<社会状況の変化と課題> 資料編 P33 参照

- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月に施行され、平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。引き続き、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現に向けての取り組みが必要である。

<市民・事業者アンケート結果> 資料編 P37-45 参照

【市民】

- 地域で実施されている「資源回収活動」に多くの市民が参加していることがわかった。また、環境保全活動に全く参加したことがない人のうち、多くの人が「資源回収活動」に今後参加してみたいと考えていることがわかった。
- 多くの市民が日常的に、ごみはルールに従ってきちんと分別していることがわかった。

【事業者】

- 多くの事業者が、「ごみの量の把握やごみ減量のための取り組み」を実施していることがわかつた。

⑤都市環境・生活環境

<前計画の取り組み状況> 資料編 P34 参照

- 空き家数は、平成 25 年度時点では、大きな増加は見られなかつたが、管理不良な空き家・空き地に関する市に寄せられる相談件数は、年々、増加傾向となつてゐる。また、不法屋外広告物の撤去数は近年、大幅に減少してゐる。
- 大気における環境基準の達成状況については、光化学オキシダント以外は達成しており、「浮遊粒子状物質の年間 2 %除外値」は全ての測定局で環境基準値を達成してゐるほか、「環境基準点での BOD 75% 値」は 3 河川全ての測定地点で環境基準値を達成してゐる。

<社会状況の変化と課題> 資料編 P34 参照

- 平成 29 年 12 月に策定した「枚方市空家等対策計画」の 4 つの基本方針に基づき、空き家・空き地対策の推進が必要である。

<市民・事業者アンケート結果> 資料編 P37-45 参照

【市民】

- 「自動車交通流対策の取り組み」、「環境美化の取り組み」などの都市環境に関して、市民の関心が高く、多くの人が地域の清掃活動に参加してゐることがわかつた。
- 枚方市の環境の 10 年後、30 年後の望ましい姿としては、「自然環境の保全」と「都市環境の保全」のバランスを重視する意見が多くあつた。これは、枚方市の将来を担つていく若年層においても、同様の傾向が見られた。

【事業者】

- 「自動車の交通流対策の取り組み」や「公害対策の推進」などの都市環境や生活環境に関して、事業者の関心が高いことがわかつた。
- 「事業所周辺の清掃活動」「地域の清掃活動や美化活動」などについて、日常的に取り組まれてゐる事業者が多いことがわかつた。

(2) 環境指標の設定について

- 計画の実行性を確保し、着実に進捗状況を把握するため、基本目標ごとに環境指標を設定し、定期的に達成状況の評価を行い、施策の適切な見直しを継続的に実施する必要がある。
- 環境指標については、個々の事業の達成指標ではなく、施策全体の進捗が把握できる具体的な指標を設定する必要がある。
- 環境指標については、第 5 次枚方市総合計画や、環境関連の個別計画である枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、枚方市みどりの基本計画などで設定されている指標との整合を図つていく必要がある。

<環境指標のイメージ>

基本目標	環境指標の例
①環境学習・パートナーシップ	【毎年度管理する指標】 ・環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数
	【毎年度管理する指標】 ・環境教育・学習の場に参加した人数（累計）

基本目標	環境指標の例
②地球環境	<p>【5年ごとに管理する指標】 ・市域から排出される温室効果ガス排出量</p> <p>【毎年度管理する指標】 ・市内の1世帯あたりの年間のエネルギー消費量</p>
③自然環境	<p>【4年ごとに管理する指標】 ・市全域における緑被面積の割合</p> <p>【10年ごとに管理する指標】 ・自然環境調査で確認された在来種の種数</p>
④資源循環	<p>【毎年度管理する指標】 ・市民1人あたりの1日のごみの量</p>
⑤都市環境・生活環境	<p>【毎年度管理する指標】 ・特定空家等に指定した空家等の改善率</p> <p>【毎年度管理する指標】 ・環境基準の達成率</p>

(3) 市民・市民団体、事業者の取り組みについて

第3次枚方市環境基本計画を推進していくためには、市民・市民団体、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を明確にするとともに、その役割を十分認識し、相互に連携・協力し、環境保全の取り組みを推進していく必要がある。

(4) 施策の方向性の考え方について

①環境学習・パートナーシップ

- 幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を様々な学びの場を設定し、推進する必要がある。こうした環境教育・環境学習をより効果的に実施するためには、ESDの考え方を盛り込んだ環境教育・環境学習のプログラム等の作成や環境保全活動に携わる人材の育成が必要である。
- 環境保全活動の機会や場を確保するとともに、「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携し、各主体のパートナーシップによる環境保全活動を推進する必要がある。
- 環境保全活動の一つとして、環境負荷の少ない製品の購入を推進する必要がある。
- 様々な媒体を活用し、幅広く環境情報を提供するとともに、環境負荷や環境保全活動等の情報について、各主体間で情報共有・情報交換するなど、双方向でのコミュニケーションを図る必要がある。

②地球環境

- 「ひらかたエコフォーラム2020」において表明された「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、具体的な地球温暖化対策を計画に位置付ける必要がある。
- 市民・市民団体、事業者に対して、環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換や、省エネルギー・省CO₂型の住宅、高効率設備・機器の導入を促進するとともに、地球温暖化対策協議会の活動を通して、事業者による省エネルギー・省CO₂活動を促進する必要がある。
- 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けて、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進を図るとともに、再生可能エネルギーの普及に向けて、公共施設への太陽光発電などの率先導入や市民、事業者への拡大を図る必要がある。
- 市民・市民団体、事業者に対して、気候変動やその影響についての認識や理解の向上に向けて啓発するとともに、ヒートアイランド対策や熱中症予防対策、災害対策など、気候変動の影響に対する適応策を推進する必要がある。

③自然環境

- 自然環境や生物に関する調査を継続的に実施し、市域の自然環境の状況を把握するとともに、里山の保全活動に対する支援や、生物多様性の保全や在来種の保護のため、特定外来生物の防除を行う必要がある。
- 東部地域の里山や淀川の自然は、年々、状況が変化しており、継続的に状況を把握するとともに、残された自然環境を保全する必要がある。
- まちなか緑化や農地の保全により、東部地域の里山と淀川をつなぐエコロジカルネットワークの形成に向けた取り組みを行う必要がある。
- 自然と人がふれあえる機会を確保する必要がある。

④資源循環

- 各主体との連携・協力により、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスの削減に向けた「食べるサンデー」運動など4Rの普及促進により、廃棄物の発生抑制を推進する必要がある。
- 廃棄物の発生抑制を最優先で行い、その上で廃棄物の分別を徹底し、これと合わせて、生ごみの堆肥化やプラスチック、古紙などの分別の徹底など資源の再利用やリサイクルの推進に向けた施策を行う必要がある。
- 可燃ごみ広域処理施設の整備や事業系ごみ減量の指導の徹底、災害廃棄物の処理体制の確立など、廃棄物の適正処理に向けた施策を推進する必要がある。

⑤都市環境・生活環境

- 公害防止対策や生活排水対策などの推進により、良好な生活環境の確保を図る必要がある。
- 各主体との連携により、空き家・空き地対策の推進やまち美化の取り組みとともに、歴史的なまちなみや地域特性を生かしたまちなみの形成に取り組む必要がある。
- 環境に配慮した開発への誘導の推進する必要がある。
- 公共空間のバリアフリー化や各主体との連携により公共交通機関の利用促進を進め、さらには、道路ネットワークの整備など道路交通の円滑化、自転車・歩行の利用などを推進することで、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築を推進する必要がある。
- 市が表明された「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、各主体と連携し、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進する必要がある。

(5) 施策の方向性等の（案）について

第3次枚方市環境基本計画の基本目標ごとの「環境指標」、「施策の方向性」、「市民・市民団体、事業者の取り組み」のそれぞれの（案）を次に示す。

1. 環境学習・パートナーシップ

分野横断的な基本目標	施策の分野
①環境学習・パートナーシップ すべての主体が環境保全活動に取り組む  	ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 市民・市民団体・事業者の環境保全活動の促進 環境コミュニケーションの推進

環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、市民1人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が主体的に環境保全活動を推進するまちを目指します。
 また、すべての基本目標を実現するためには、市民・市民団体、事業者、行政のすべての主体が連携・協力していくことが不可欠であり、分野横断的な基本目標として位置づけます。

①環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	238 団体	248 団体
【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）	1,842 人	21,774 人 (累計)

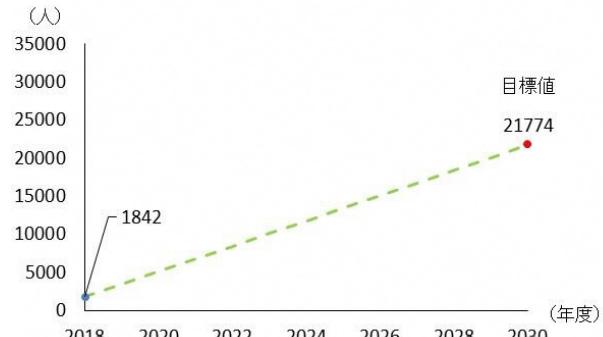
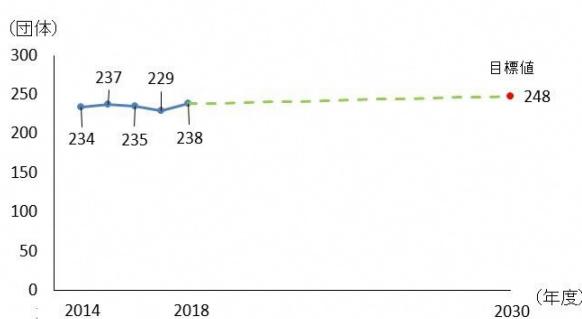


図1 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数

【参考：過去5年間実績】

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1443人	1646人	1693人	2062人	1842人

平均参加者数：1737人

※将来人口推計を考慮した今後の平均参加者数：1661人

②施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	第2次環境基本計画令和元年度事業計画に位置付けられた主な関連事業
ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）を活用するなど、学校における環境教育・環境学習の充実を図ります。 ○保育所（園）、幼稚園における体験型の環境出前学習を実施するなど、幼児期における環境教育・環境学習の充実を図ります。 ○環境情報コーナーを活用し、地域や家庭における環境学習の充実を図ります。 ○ESDの考え方を盛り込んだ環境教育・環境学習のプログラムや教材、環境副読本や教員向けハンドブックを作成し、活用を図るとともに、環境保全活動に携わる人材の育成に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）事業 ・ひらかたエコライフしあわせの作成 ・環境副読本の作成・配布 ・教職員環境教育関係研修 ・保育所等への出前学習 ・市民向け環境講座の実施 ・環境教育・環境学習事業
市民・事業者の環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携し、各主体のパートナーシップによる環境保全活動を推進します。 ○「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携し、環境負荷の少ない製品の購入を推進します。 ○誰もが参加しやすい環境保全活動や環境イベントの開催や支援を行うなど、環境保全活動の機会や場を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の推進 ・環境表彰の実施 ・NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援 ・枚方市地球温暖化対策協議会事業 ・グリーン購入の推進 ・環境工事における環境配慮 ・住工共生環境対策支援事業 ・建築物省エネ法の運用
環境コミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やホームページをはじめとした様々な媒体を活用し、幅広く環境情報を提供します。 ○環境負荷や環境保全活動等の情報について、各主体間で情報共有・情報交換するなど、双方でのコミュニケーションを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境白書の発行 ・エコカレンダーの発行 ・環境情報コーナーの運用 ・エコライフコーナーの充実 ・温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信

③市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 環境問題に関心を持ち、環境問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、主体的に環境にやさしい行動を実践します。
- 環境イベント、環境学習講座、観察会、地域の環境保全活動などに積極的に参加します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、取り組みの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 従業員を対象とした環境研修を実施するとともに、施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 市民や行政が実施する環境イベントや地域の環境保全活動などに積極的に参加するとともに、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図ります。

2. 地球環境

分野と分野別的基本目標	施策の分野
②地球環境 脱炭素化を推進するまちをめざす 	省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進 再生可能エネルギーの普及促進 気候変動の影響に対する適応策の推進

2050年におけるCO₂排出量実質ゼロに向けて、省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用など、地球温暖化対策に取り組み、脱炭素化を推進するまちを目指します。

①環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【5年ごとに管理する指標】 市域から排出される温室効果ガス排出量	2,733,441 t-CO ₂ (基準年度：2013年度)	2,022,746 t-CO ₂ (26%以上削減)
【毎年度管理する指標】 市内の1世帯あたりの年間のエネルギー消費量	70,273 J (基準年度：2013年度)	56,215 J (20%以上削減)

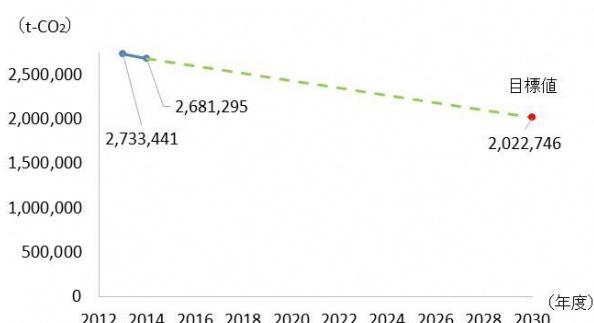


図3 市域から排出される温室効果ガス排出量

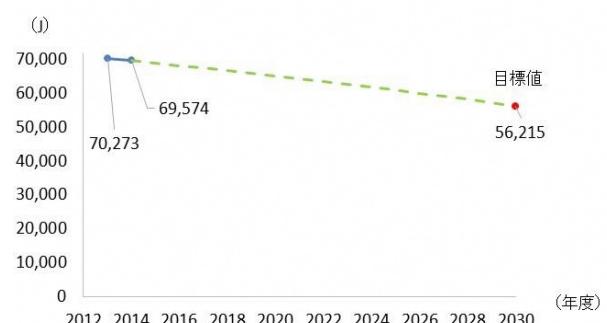


図4 市内の1世帯あたりの年間のエネルギー消費量

②施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	第2次環境基本計画令和元年度事業計画に位置付けられた主な関連事業
省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進するため、市が率先して地球温暖化対策に取り組むとともに普及啓発を行います。 ○断熱性能等に優れた省エネルギー・省CO₂型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進します。 ○地球温暖化対策協議会の活動を通して、事業者による省エネルギー・省CO₂活動を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ推進事業 ・節電・省エネ行動促進事業 ・クールチョイス普及啓発事業 ・地球温暖化防止庁内対策事業 ・環境にやさしい公用バイク導入事業 ・道路照明等LED化事業 ・フロン類の適正管理の啓発
再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーへの転換を進めるため、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。 ○2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けて、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進を図ります。 ○公共施設への太陽光発電システムの率先的な導入を図るため、新設する公共施設には、原則として太陽光発電システムを導入するとともに、他の再生可能エネルギーの導入も検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入等推進事業
気候変動の影響に対する適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動やその影響についての認識や理解の向上に向けて取り組みます。 ○気候変動の影響に対する適応策として、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症予防対策を実施するとともに、地域と連携し、災害対策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン事業 ・暑気対策事業 ・学校園緑のカーテン事業 ・防災啓発事業 ・自主防災組織強化支援事業 ・災害等通報システム導入事業 ・ため池ハザードマップ作成事業

③市民・市民団体、事業者の取り組み

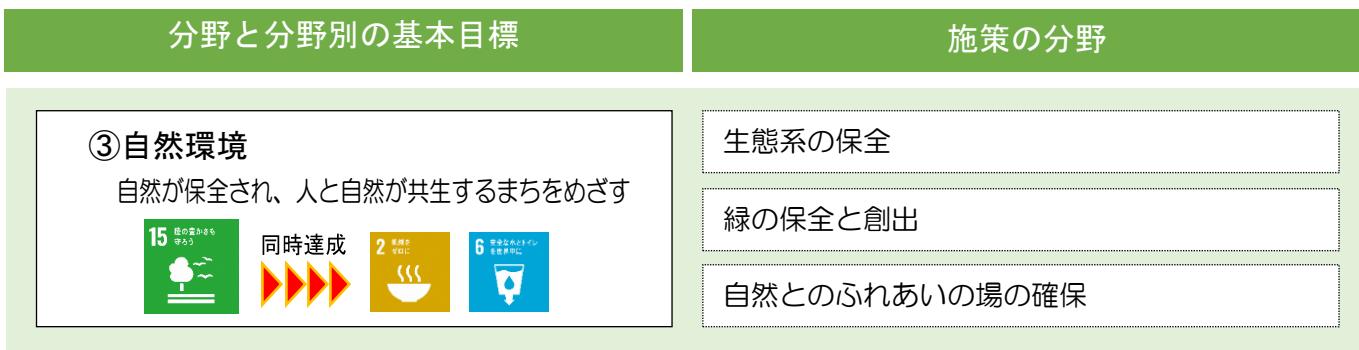
【市民・市民団体】

- 地球温暖化問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、身近なところから創意工夫のある取り組みを行います。
- 地球温暖化に関する情報を積極的に収集し、地域における活動に参加するとともに、市が実施する施策に協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から発生する温室効果ガスの排出抑制対策に取り組みます。
- 省エネルギー・省CO₂製品やサービスの提供などを行い、ライフサイクルを通じた地球温暖化対策を推進します。
- 事業活動や提供する製品・サービスによる温室効果ガス削減に関する情報を積極的に発信し、社会全体の環境意識の向上に寄与するとともに、枚方市地球温暖化対策協議会や市が実施する施策や地域における活動に協力します。

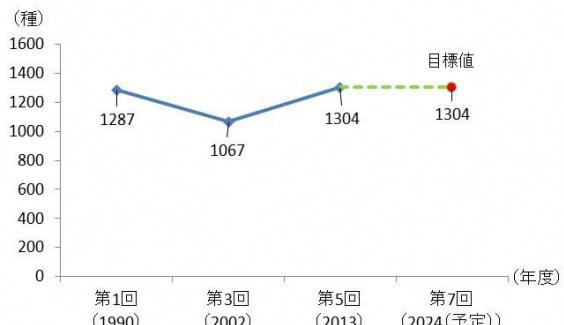
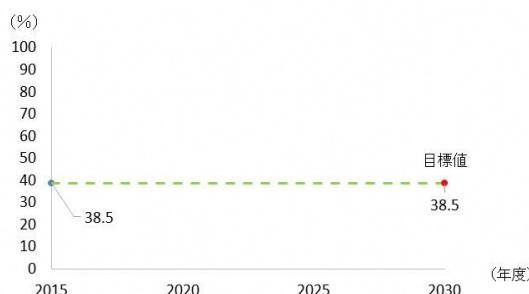
3. 自然環境



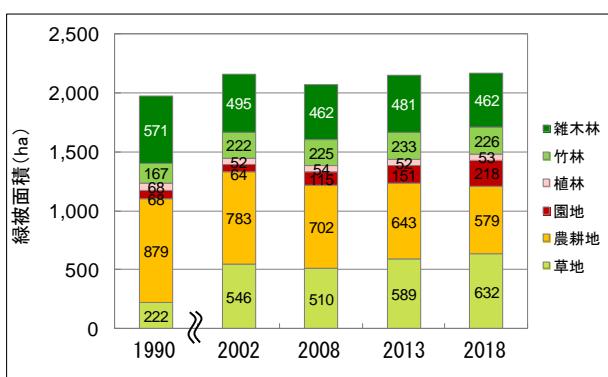
東部地域や淀川の豊かな自然を保全するとともに、多様な生態系が守られ、人と自然が共生するまちを目指します。

①環境指標

指 標	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【4 年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	38.5% (2015 年度)	38.5%
【10 年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された在来種の種数	1,304 種 (2013 年度)	1,304 種 (2024 年度)



【参考：緑被面積の内訳】



※自然環境調査結果に基づく内訳

②施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	第2次環境基本計画令和元年度事業計画に位置付けられた主な関連事業
生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○東部地域の里山や淀川の自然は、年々、状況が変化しており、定期的に自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の自然環境の状況を把握するとともに、生物多様性の重要性について普及啓発を行います。 ○生物多様性の保全や在来種の保護のため、特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図ります。 ○東部地域の里山や淀川の自然環境の保全を図ります。 ○里山保全活動団体の育成・支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア育成事業 ・里山保全活動補助事業 ・里山保全推進事業 ・ナラ枯れ対策事業 ・特定外来生物の防除
緑の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ○緑に親しめる公園の整備や公共施設や道路などの緑化を進めるなど、まちなか緑化を推進します。 ○市民の自主的な緑化活動を支援します。 ○農地の保全や地産地消の取り組みを推進します。 ○東部地域の里山と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業 ・都市公園等維持管理事業 ・香里ヶ丘中央公園改修事業 ・市道緑化推進事業 ・緑化推進事業 ・みどりのプラットフォーム運営事業 ・緑のじゅうたん事業 ・景観形成推進事業 ・地産地消推進事業 ・エコ農産物普及促進事業 ・緩衝緑地帯整備事業 ・新規就農者育成事業 ・農業体験拡充事業
自然とのふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体等と連携による自然観察会の開催など、自然とふれあえる機会や場を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護啓発事業 ・学校ビオトープ池整備事業 ・景観水路維持管理事業 ・野外活動センター活性化事業 ・プレーパーク推進事業

③市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 身近な自然環境に関心を持ち、生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然環境保全に関する活動に参加します。
- 自然観察会や自然環境調査など、市が実施する施策に参加・協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、自然環境保全の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど、敷地内の緑化を進めます。
- 里山保全活動や自然環境調査など、市が実施する施策に参加・協力します。

4. 資源循環

分野と分野別的基本目標	施策の分野
<p>④資源循環 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす</p> <p>12 つくる責任 つくる責任 GO</p> <p>同時達成</p> <p>8 廃棄物の 資源化をめざす</p> <p>9 市民と行政が共に 資源をくわうけ</p> <p>14 海の豊かさを 守る</p>	<p>廃棄物の発生抑制</p> <p>リサイクルや再利用の促進</p> <p>廃棄物の適正処理の推進</p>

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、ごみの発生抑制や資源の有効利用の推進など、環境負荷の少ない、資源が循環したまちを目指します。

(1) 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【毎年度管理する指標】 市民 1 人あたりの 1 日のごみの量	826g	820g (2025 年度)

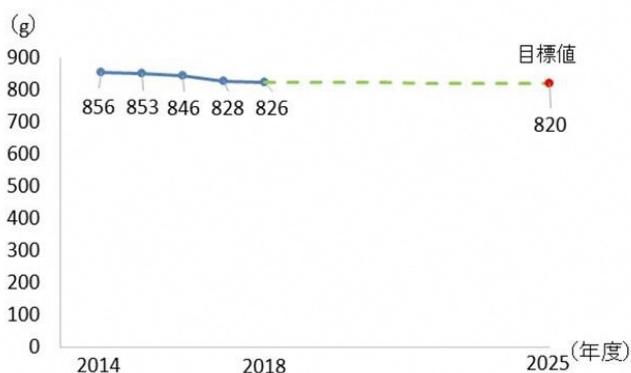


図 7 市民 1 人あたりの 1 日のごみの量

(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	第2次環境基本計画令和元年度事業計画に位置付けられた主な関連事業
廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体との連携・協力により、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスの削減に向けた取り組みなど、4Rの普及促進を図ります。 ○講演会や見学会などを開催することにより、市民のごみに対する意識向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4R啓発事業 ・ごみ減量講演会開催事業 ・ごみ減量フェア開催事業 ・環境ポスターコンテスト事業 ・穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業 ・東部清掃工場見学等環境啓発事業 ・家庭系ごみ有料化の検討
リサイクルや再利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみの堆肥化など、資源の有効活用を推進します。 ○廃棄物の発生抑制を最優先で行い、その上で、廃棄物の分別を徹底し、これに合わせて、プラスチックや古紙の分別の徹底など、資源の再利用やリサイクルを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化事業 ・ごみ減量対策事業 ・ごみ資源化事業 ・リサイクル可能な紙類の分別収集 ・再生資源団回収報償金制度運用事業 ・循環型社会形成推進事業 ・資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業 ・古紙回収事業 ・廃棄文書のトイレットペーパー化事業 ・廃油リサイクル事業 ・図書リサイクル事業 ・剪定枝のチップ化事業
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○可燃ごみ広域処理施設の整備を進めるなど、安全で安定的なごみの収集・処理体制を構築します。 ○事業系ごみについて、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を図り、排出事業者への啓発・指導を行うなど、分別排出の徹底を進めます。 ○大規模地震や異常気象などにより発生する災害廃棄物の処理体制を確立します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設整備事業 ・穂谷川清掃工場運営管理事業 ・東部清掃工場運営管理事業 ・事業系ごみ減量指導事業 ・産業廃棄物適正処理推進事業

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- ごみは正しく分別するとともに、環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- 食べ残しをなくすなど、食品ロスの削減に努めます。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、ごみ減量やリサイクルの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 廃棄物は自らの責任で正しく処理するとともに、できる限り、出さないように努力します。
- ごみ減量やリサイクルに関する市が実施する施策に参加・協力します。

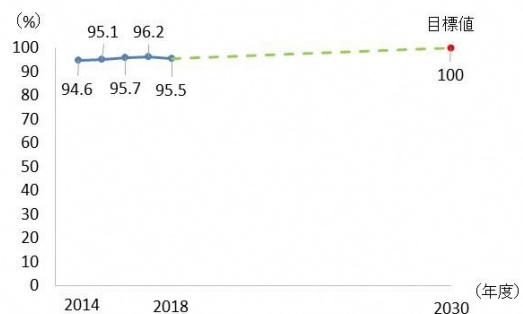
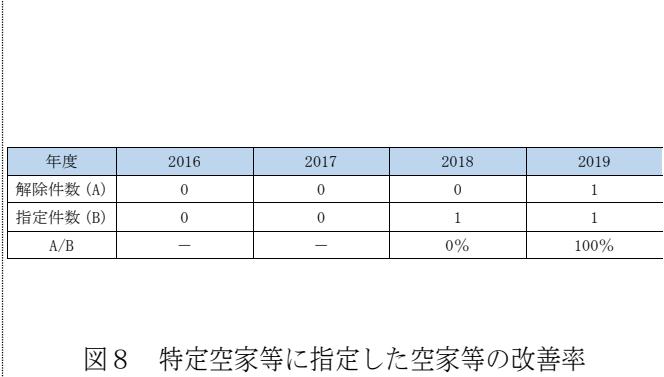
5. 都市環境・生活環境

分野と分野別的基本目標	施策の分野
<p>⑤都市環境・生活環境</p> <p>健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす</p>	<p>良好な生活環境の確保</p> <p>美しいまちなみの確保</p> <p>人と環境にやさしいまちづくりの推進</p>

澄んだ空気、清らかな水、静けさ、美しいまちなみなどが確保され、人と環境にやさしい都市基盤や交通体系などが整備された、健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちを目指します。

(1) 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【毎年度管理する指標】 特定空家等に指定した空家等の改善率	0%	100%
【毎年度管理する指標】 環境基準の達成率	95.5%	100%



(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	第2次環境基本計画令和元年度事業計画に位置付けられた主な関連事業
良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公害の発生防止に向けた取り組みなどにより、健康で安全に生活できる環境を確保します。 ○生活排水対策などにより、水環境の保全を図るとともに、下水の高度処理水を公共施設等で活用するなど、水資源の有効活用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への公害防止の指導 ・大気、水質等の環境監視 ・公害防止啓発事業 ・アイドリングストップ啓発事業 ・公用車における低公害車等の導入 ・公共下水道（汚水）整備事業 ・生活排水適正処理啓発事業 ・淀川衛生事業所運営管理事業 ・浄化槽法に基づく事務
美しいまちなみの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理や利活用を促すことで、まちの安全・安心を確保するとともに、美しいまちなみを確保します。 ○各主体が連携し、空き缶やたばこなどのポイ捨て等の防止やまちの美化などを推進することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。 ○地域と連携し、歴史的なまちなみや地域特性を生かしたまちなみの形成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家・空き地対策推進事業 ・まち美化啓発事業 ・環境美化推進事業 ・歩きたばこ対策推進事業 ・アダプトプログラム事業 ・不法投棄防止対策事業 ・不法屋外広告物対策事業 ・良好なまちなみ形成事業 ・特別史跡百済寺跡再整備事業 ・楠葉台場跡保存事業 ・菊人形支援事業 ・菊フェスティバル開催事業 ・淀川舟運推進事業
人と環境にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○建築協定や地区計画制度の推進、枚方市環境影響評価条例の適正な運用を図ること等により、環境に配慮した開発への誘導を推進します。 ○公共交通機関の利用促進を進めるとともに、道路ネットワークの整備など道路交通の円滑化を推進することで、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築を推進します。 ○駐輪場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・徒歩の利用を促進します。 ○「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、各主体との連携により、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定、まちづくり支援事業 ・地区計画制度の運用 ・環境影響評価制度の運用 ・枚方市道路長寿命化修繕計画事業 ・幹線道路整備事業 ・京阪本線連続立体交差事業 ・光善寺駅周辺市街地再開発事業 ・京阪電鉄樟葉駅前ロータリー渋滞解消整備計画策定・推進事業 ・公共交通利用促進啓発事業 ・公共交通環境整備事業 ・エコ通勤普及促進事業 ・新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進事業 ・保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進 ・老朽ため池改修事業 ・雨水利用の促進 ・ノーマイカーデーの推進

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 生活騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけるとともに、地域のまち美化活動に積極的に参加します。
- 公共交通機関の利用を推進します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、まち美化などの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁などの防止に努める。
- 地域の清掃活動やまち美化に関する市が実施する施策に参加・協力します。

6. 計画に位置付ける環境教育行動計画について

(1) 環境教育行動計画の基本的な考え方

○環境教育行動計画に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する必要がある。

○環境教育行動計画の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする必要がある。

(2) 環境教育行動計画の盛り込む事項

項目	環境教育行動計画部分の内容	
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的及び課題 ②位置づけ	環境教育の定義、必要性、これまでの枚方市の取り組み、課題を示す。 第3次枚方市環境基本計画に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育行動計画」として位置づける。
環境教育行動計画の基本的事項	①対象区域 ②計画期間 ③計画の目標 ④基本的な方向性	市域全体 ※第3次環境基本計画の対象範囲 2021年度から2030年度までの10年間（概ね5年後に中間見直し） ※第3次環境基本計画の計画期間 ・第3次環境基本計画の基本目標①「環境学習・パートナーシップ」の環境指標とする。 指 標 【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数 【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計） ・すべての主体が環境について自ら考え行動するとともに、相互に連携して行動することをめざす。 ・それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を実施する。 ・環境教育を通じて、経済・社会・環境とのつながりや、現在と未来のつながりを理解する。
推進体制と進行管理		第3次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施 ※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を3年間（令和元年度～令和3年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。

(3) 環境教育行動計画に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の該当項目
ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の場や機会 の提供	①幼児期における環境教育・環境学習 ②学校における環境教育・環境学習 ③地域や家庭における環境教育・環境学習	①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の推進」
市民・市民団体・事業者の 環境保全活動の促進	①環境保全活動の場や機会の提供 ②環境保全活動に取り組む市民・市民 団体・事業者への支援	①環境学習・パートナーシップ 「市民・市民団体・事業者の 環境保全活動の促進」 ②地球環境 「省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進」 「気候変動の影響に対する適応策の推進」 ③自然環境 「生態系の保全」 「緑の保全と創出」 「自然とのふれあいの場の確保」 ④資源循環 「廃棄物の発生抑制」 ⑤都市環境・生活環境 「美しいまちなみの確保」 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」
環境教育を担う人材の育成と教材・プログラムの整備		①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の推進」
環境コミュニケーションの推進		①環境学習・パートナーシップ 「環境コミュニケーション の推進」

<参考：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）>

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

7. 計画に位置付ける生物多様性地域戦略について

(1) 地域戦略の基本的な考え方

- 生物多様性地域戦略に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する必要がある。
- 戦略の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする必要がある。
- 地域戦略に盛り込む事項については、国が示す「生物多様性地域戦略策定の手引き」に基づく必要がある。
- 現行の生物多様性国家戦略は2020年までの戦略で、2020年10月の生物多様性条約COP15で採択予定のポスト2020生物多様性枠組みを踏まえた上で、2021年に次期国家戦略が策定される予定であり、方針等に大きな変更があった場合、第3次枚方市環境基本計画の中間見直しと合わせて、整合を図る必要がある。

(2) 生物多様性地域戦略の盛り込む事項

項目（「環境省手引き」より）	地域戦略部分の内容			
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的など	<ul style="list-style-type: none">・戦略策定の背景、位置づけ、国家戦略との関係を示す。・生物多様性に関する国内外の動きを示す。・生物多様性の重要性（生物多様性の保全と持続可能な利用の意義等）、地域戦略の必要性を示す。		
	②計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・第3次枚方市環境基本計画に、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づける。		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・自然環境調査の結果等から、緑地や生き物の状況、課題などを示す。・本市の生物多様性の現状や人とのかかわり、取り組み状況を明示し、本市の特徴を示す。・市民アンケート結果から生物多様性の認知度について明記する。			
地域戦略の基本的事項	①対象区域	市域全体　※第3次環境基本計画の対象範囲		
	②計画期間	2021年度から2030年度までの10年間（概ね5年後に中間見直し） ※第3次環境基本計画の計画期間		
	③戦略の目標	<ul style="list-style-type: none">・第3次環境基本計画の基本目標③「自然環境」の環境指標とする。<table border="1"><thead><tr><th>指標</th></tr></thead><tbody><tr><td>【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合</td></tr><tr><td>【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された在来種の種数</td></tr></tbody></table>	指標	【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合
指標				
【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合				
【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された在来種の種数				
推進体制と進行管理	第3次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施 ※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を3年間（令和元年度～令和3年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。			

(3) 生物多様性地域戦略に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の該当項目	国家戦略の5つの基本戦略の該当項目
自然環境や生物に関する状況の把握 ＜基本的な考え方＞ ・定期的に自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の状況を把握する。	①「枚方ふるさといきもの調査」の実施	③自然環境 「生態系の保全」 「自然とのふれあいの場の確保」	< 5 >科学的基盤を強化し、政策に結び付ける
生物多様性の保全 ＜基本的な考え方＞ ・生物多様性を市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解するとともに行動につなげる場や機会を創出する。 ・特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図る。	①生物多様性保全の重要性についての普及・啓発 ②生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ③危険な特定外来種の防除 ④開発時の自然環境への配慮	⑤都市環境・生活環境 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」	< 1 >生物多様性を社会に浸透させる < 2 >地域における人と自然との関係を見直し・再構築する < 4 >地球規模の視野を持って行動する
東部地域の里山や淀川の自然の保全と活用 ＜基本的な考え方＞ ・東部地域や淀川などの自然を将来へ継続する。	①東部地域の里山の保全・活用(里山保全活動団体の育成・支援や里山の利活用の促進を含む) ②淀川の自然の保全と活用 ③農地の保全と活用	③自然環境 「生態系の保全」	< 2 >地域における人と自然との関係を見直し・再構築する
まちなかのみどりの保全と創出(エコロジカルネットワークの形成) ＜基本的な考え方＞ ・東部地域と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境の確保を図る。	①都市空間の緑化促進 ②公共空間のみどりの保全・再生・創出 ③緑のプラットフォーム事業の推進 ④身近なみどりの育成	③自然環境 「緑の保全と創造」 「自然とのふれあいの場の確保」	< 3 >森・里・川・海のつながりを確保する

＜参考：生物多様性基本法（抜粋）＞

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

4. 計画の推進と進行管理について

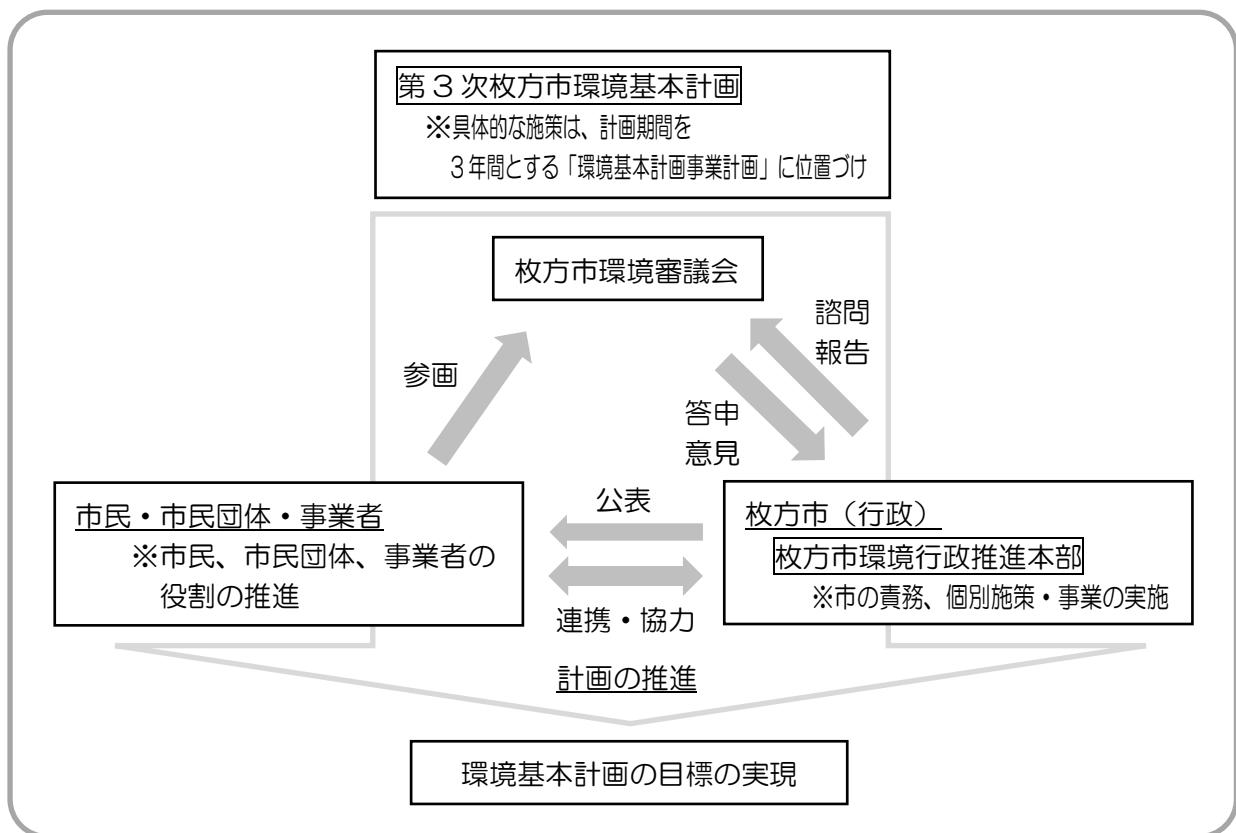
(1) 計画の推進体制について

計画は、市民・市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して推進していく必要がある。

また、「枚方市環境行政推進本部」で環境保全施策について、総合的な調整を行い、本計画を推進する必要がある。

さらに、中間支援組織である「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などの市民団体と連携・協力を図るとともに、「枚方市地球温暖化対策協議会」の場などを活用し、事業者との連携・協力を図り、国・大阪府・近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から環境保全の取り組みを推進する必要がある。

<計画の推進体制のイメージ>

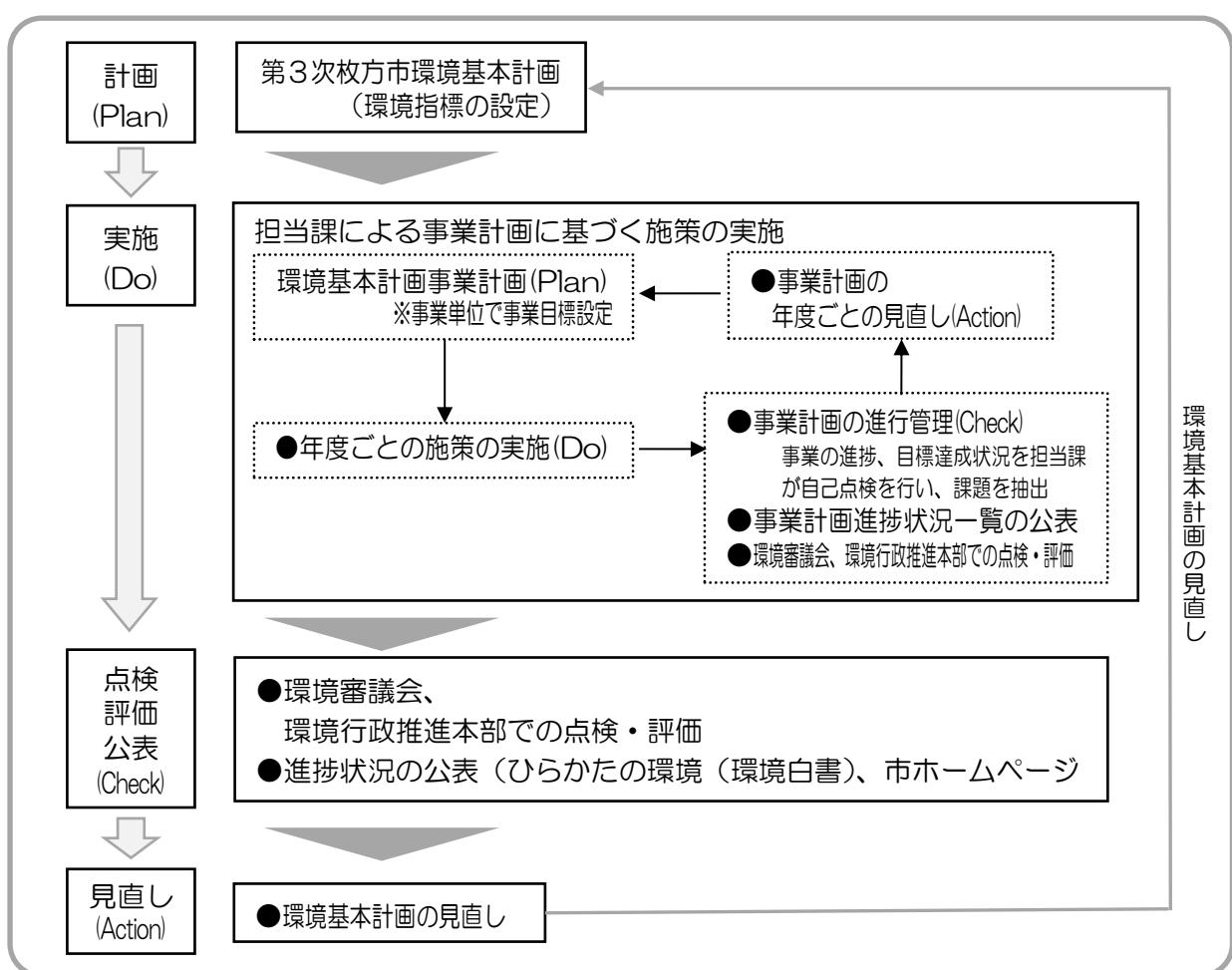


(2) 計画の進行管理について

環境基本計画全体は、基本目標ごとに設定する環境指標により、進行管理を行い、また、事業計画に位置づけた各事業については、事業単位で事業目標を設定し、事業の進行管理を行う必要がある。

なお、毎年度、事業ごとに設定する「事業目標」の進行管理を行うことで、事業の達成度を点検するとともに、基本目標の達成状況を「環境指標」の進捗状況で確認し、計画全体の進行管理を行う必要がある。

また、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に本計画の取り組み状況等を報告し、意見・提言を受けるとともに、「ひらかたの環境（環境白書）」やホームページ等で公表する必要がある。



5. 付帯意見

本部会において審議する中で、様々な議論があったが、部会報告に盛り込むことができなかつたものについて、付帯意見としてその主な意見を記録として残すこととする。

これらの意見が今後の環境保全施策の推進や新たな対策の検討などにあたっての課題として認識され、今後の議論に資することを期待する。

1. 枚方市の環境の10年後、30年後の望ましい姿のイメージについて

将来を見据え、環境が保全された都市を目指すためには、市民・市民団体、事業者、行政の各主体が、将来のめざすべき魅力ある枚方市の姿を共有し、目標達成のための取り組みを推進することが重要である。

このため、環境基本計画には、枚方らしさ、市の特徴を踏まえた上で、10年後、30年後といった将来の環境が保全された、まちの姿のイメージを示し、それらを実現するための施策を推進することが望まれる。

2. 環境基本計画とSDGsの17のゴール・169のターゲットとの関係について

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や「持続可能な社会」の実現のためには、経済・社会・環境の3つの側面のバランスのとれた社会を目指すことが重要である。

環境基本計画の策定やその推進にあたっては、目標だけでなく施策についてもSDGsの関係を明確にするとともに、枚方市からSDGsの目標達成に向けて、具体的な取り組みを推進することが望まれる。

3. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向けた取り組みについて

国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、地球温暖化のリスクを低減させるためには、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示された。また、近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても猛暑や豪雨による被害が発生するなど、地球温暖化問題、気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって喫緊の課題となっている。

こうした中で、市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言された。この目標を達成するためには、従来の取り組みの延長では実現が困難であり、国や府との連携、役割分担により、革新的技術の開発など、長期的、戦略的な取り組みが必要である。環境基本計画においても、こうした視点で、具体的な方向性や施策を位置付けることが望まれる。

4. 環境基本計画の施策や実績の市民へのわかりやすい周知について

環境基本計画のめざす姿の実現のためには、市の環境保全施策について、より多くの市民に理解してもらい、考え、行動に移してもらうことが重要であり、計画の施策の方向性や取り組みの進捗状況について、シンプルでわかりやすいメッセージで、市民等に周知することが望まれる。

(1) これまでの審議経過について

部会	案件	主な部会意見
平成 30 年度第 1 回部会 (平成 31 年 3 月 11 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長・副部会長の選出について ・第 3 次枚方市環境基本計画の策定の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでは SDGs の観点を含めるべき。 ・アンケートは様々な年齢層の方が回答するので、年齢層別による分析が必要。特にこれからを担っていく若年層の意見は重要。 ・ワークショップは、これから時代を担っていく若年層を対象に実施すべきではないか。
令和元年度第 1 回部会 (令和元年 7 月 2 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況等の変化について ・市民・事業者アンケートの実施について ・市民ワークショップの実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでは、若年層の意見を多く抽出できるよう、工夫が必要である。 ・生活環境などに関して、具体的な意見を書けるよう、自由記載欄を設定すべき。 ・アンケートを通して、環境保全活動への参加を促すことができれば良い。 ・アンケートでは 10、20、30 年後の枚方市の姿など、将来の理想のまち（環境の姿）のイメージを聞く必要がある。 ・市内高校生に対してのワークショップでは、将来の状況の説明として、現在、把握できている事項（市駅の再整備、北陸新幹線の路線など）に関する情報を提供すれば、イメージしやすいのではないか。 <p>※その他、社会状況等の変化について、グラフの記載方法、表記等に関する意見あり。 また、アンケートの質問項目について、迷わず、答えやすくするための工夫に関する意見が多数あり。</p>
令和元年度第 2 回部会 (令和元年 10 月 10 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者アンケート集計結果について ・市民ワークショップの報告について ・計画の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの回答者は、高齢の方の割合がかなり高い。あらゆる世代の考えを把握するためには、実際の枚方市の年齢構成に合わせて補正すべき。 ・基本目標の順番は重要度の高いものから順番にしていくか、関連のあるものを隣り合わせにするかなど検討を進めていく必要がある。

部会	案件	主な部会意見
令和元年度第3回部会 (令和元年12月2日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者アンケートの取りまとめについて ・第3次環境基本計画のテーマと「基本目標」「施策体系」(案)について ・第3次環境基本計画の「基本目標とSDGsとの関係」「環境指標」(案)について ・部会検討内容の中間報告(案)について 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画のテーマでは、「地域から地球環境全体」につながる視点を盛り込むべき。 ・基本目標③の施策分野には、有害鳥獣対策の視点を盛り込むべき。 ・基本目標⑤の施策分野の吹き出しで「開発誘導」とあるが、誤解を与えるため、「開発時の環境誘導」などと表現を修正すべき。 ・基本目標⑤の施策分野では、「人」にもやさしいといった視点を盛り込むべき。 ・計画の基本目標とSDGsのゴールとの関係では、幅広く関連性があるものすべてを示しているが、関連性が深い項目に絞るべき。 ・部会中間報告案でのSDGsに関する記載では、基本目標との関係に関する記載の後に説明部分を参考資料として記載してはどうか。 ・部会中間報告案では、「部会での審議経過」や「計画の構成案」を先に示したほうがわかりやすいと感じる。 ・環境指標について、目標設定は実現可能な適切なものとすべき。 ・環境指標の設定にあたっては、その根拠となる具体的な施策を踏まえ、検討すべき。
令和元年度第2回全体会 (令和2年1月7日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画策定部会の審議経過の中間報告について ・今後のスケジュールについて ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標①「環境学習・パートナーシップ」の施策分野における「環境情報の提供」は、双方向的な意味を持たせるために「環境コミュニケーション」の推進にすべき。 ・基本目標③「自然環境」について、「農」と「まちなか緑化」は人が創っていくものとして「緑の保全と創出」に、「里山保全」と「有害鳥獣対策」を里山や有害鳥獣の生態系を保全するものとして「生態系の保全」に区分にすべき。 ・基本目標⑤「都市環境・生活環境」の施策分野として挙げられている「人と環境にやさしいまちづくりの推進」について、行政的な施策を記載されている印象があるため、住民主体でのコミュニティづくりや環境づくりを結びつけるような項目を加えるべき。 ・基本目標⑤「都市環境・生活環境」に「健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす」をあるが、施策分野として健康に対する評価項目がないと感じる。ソーシャルキャピタルの視点を取り入れ、地域の中で健康が守られていることにつながるようなソフト面の項目を加えるべき。 ・SDGsのテーマについて、基本目標②「地球環境」であれば、「13 気候変動に具体的な対策を」のみ頭出しし、現在併記している「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」を同時達成へ移動、基本目標③「自然環境」は「15 陸の豊かさ」を頭出しし、「14 海の豊かさを守ろう」を移動、基本目標④「資源循環」は「12 つくる責任 つかう責任」を頭出しし、「9 産業と技術革新の基礎をつくろう」を移動、基本目標⑤「都市環境・生活環境」は「11 住み続けられるまちづくりを」を頭出しし、「6 安全な水とトイレを世界中に」を移動し、テーマを一つに絞り明確にすべき。

部会	案件	主な部会意見
令和元年度第4回部会 (令和2年2月4日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次環境基本計画の「基本目標とSDGsとの関係」について ・「環境指標(案)」と「計画に位置付ける具体的な施策」について ・生物多様性地域戦略について ・環境教育行動計画について ・部会報告(素案)について ・今後のスケジュールについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点でSDGsの「1.貧困をなくそう」「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の平等をなくそう」「16.平和と公正をすべての人に」が含まれていないが、私たち人間が生活するうえで重要なものなので、再度整理すべき。 ・グリーン購入の考え方を基本目標①「環境学習・パートナーシップ」に加えるべき。 ・二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すのであれば、ZEHやZEBなどの取り組みが効果的であるので、基本目標②「地球環境」に加えるべき。 ・環境指標の「市全域の緑被面積の割合」については、図15のようにこれまでの緑被面積の推移や内訳があればわかりやすいので、追記すべき。 ・環境指標の「自然環境調査で確認された種数」については、外来種も含まれているので在来種に限定すべき。 ・東部地域の里山などの自然環境については、年々、状況が変化しているので、保全に向けて具体的な施策を検討すべき。 ・基本目標⑤「都市環境・生活環境」にプラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを挙げているが、プラスチックについてはリサイクルの観点もあるので、基本目標④「資源循環」にも加えるべき。
令和元年度第5回部会 (令和2年3月13日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次環境基本計画の基本的な考え方(部会報告案)について ・今後のスケジュールについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、環境が保全された都市を目指すには、各主体が将来のめざすべき枚方市の姿を共有する必要がある。第3次枚方市環境基本計画の策定の際には、まちの姿のイメージを示し、それらを実現するための施策を盛り込むべき。 ・第3次枚方市環境基本計画のめざす姿を実現するには、市の環境施策について、より多くの市民等に理解してもらい、行動に移してもらうことが重要である。計画の施策の取り組みや進捗状況について、わかりやすい内容で市民等に周知すべき。 ・市民等に理解してもらいやすいよう、用語集を設けるべき。

(2) 枚方市環境審議会 環境基本計画策定部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職 等	専 門 等	区分
小嶋 令子	市民公募	市民委員	市長が適当と認める者
(副部会長) 小杉 純子	京都大学 教授	自然環境（森林環境）	学識経験者
多田 庸子	市民公募	市民委員	市長が適当と認める者
田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 准教授	生活環境（都市環境）	学識経験者
谷本 雅洋	北大阪商工会議所 理事 中小企業相談課長	商工業	市長が適当と認める者
豊高 勝	特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議	市民団体	市長が適当と認める者
(部会長) 花田 真理子	大阪産業大学大学院 人間環境学研究科 教授	地球環境（環境経済）	学識経験者
廣寄 由利恵	日本自然保護協会	自然環境（動植物）	学識経験者
福岡 雅子	大阪工業大学 准教授	環境保全（環境政策）	学識経験者
藤田 香	近畿大学 教授	環境保全（環境計画）	学識経験者
益田 晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	地球化学	学識経験者

(3) 第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題

①【人づくり】環境教育

- ・環境教育等促進法が制定され、平成24年10月に全面施行された。
- ・2014年（平成26年）の「ESDに関するユネスコ世界会議」が岡山市と名古屋市で開催され、2014年以降の方策について議論された。
- ・平成30年6月に、環境教育等促進法の基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることなどが盛り込まれた。

→ 環境教育の推進に向けて、ESDや変更された環境教育等促進法の基本方針の考え方との整合を図ることが求められている。

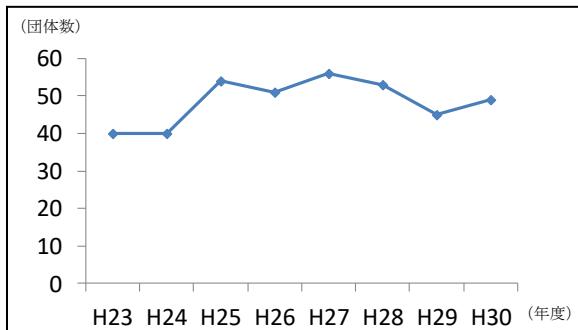


図10 「環境保全活動に取り組んでいる市民団体数の推移」

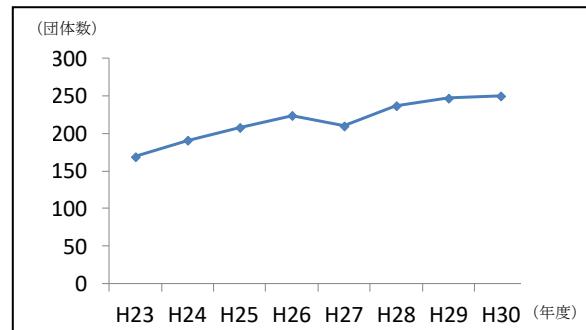


図11 「アダプト参加団体数の推移」

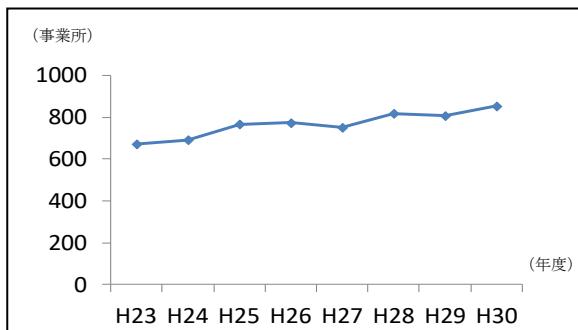


図12 「枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数」

「環境保全に取り組んでいる市民団体数」は近年、減少傾向となっているが、「アダプト参加団体数」や「地球温暖化対策に取り組む企業数は増加傾向となっている。

②【地球環境】地球環境保全・地球温暖化対策

- 東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫等から、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められている。
- 固定価格買取制度とともに、電力・ガスの小売自由化が開始された。
- 2015（平成27）年に、気候の変化と影響に備える対策として「気候変動の影響への適応計画」が策定された。
- 2015（平成27）年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020年以降の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。
- 2016（平成28）年にパリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（2013年度比26.0%減）を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定された。
- 平成30年4月に、SDGs、パリ協定採択後に、はじめて策定される環境基本計画で、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定した第5次環境基本計画が閣議決定された。

→ 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や国の第5次環境基本計画との整合を図るとともに、平成29年9月に改定した「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策の充実が求められている。

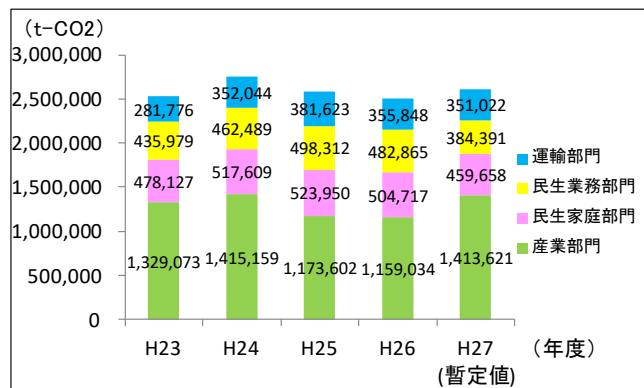


図13 「温室効果ガス排出量の推移」
※温室効果ガス排出係数は各年度で変動

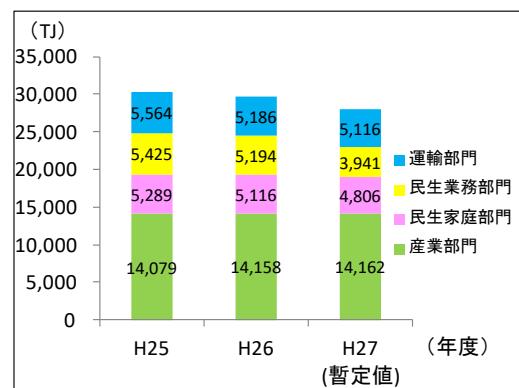


図14 「部門別エネルギー消費量の推移」

温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降、大幅に増加し、その後、ほぼ横ばいとなっているが、これは、東日本大震災後、温室効果ガス排出量全体の約4割を占める電気の排出係数が大幅に増加したためである。なお、エネルギー消費量の推移を見ると年々、減少傾向にあり、省エネルギーの取り組みが一定進んでいると考えられる。

③【自然環境】生物多様性

- 平成 20 年に「生物多様性基本法」が施行され、平成 24 年には「生物多様性国家戦略（2012—2020）」が策定された。

→ 生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取り組みが求められている。

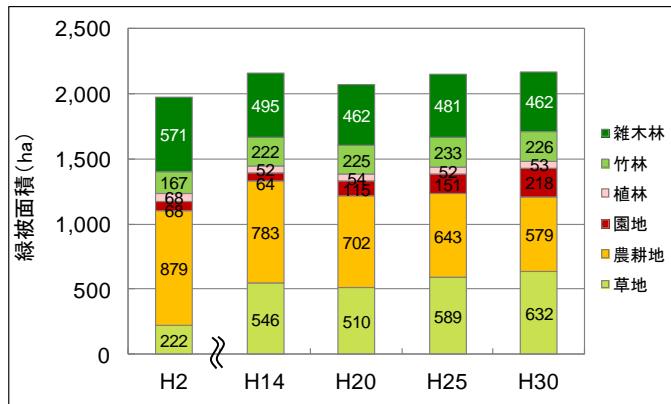


図 15 「緑被面積の推移」

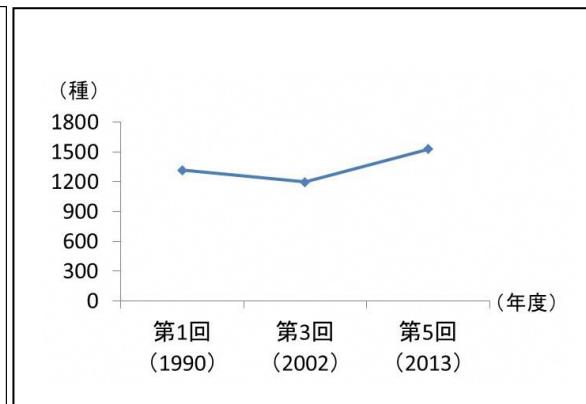


図 16 「自然環境調査で確認された種数」

緑被面積については、農耕地が減少傾向にある。市が実施した自然環境調査（市域全域調査）における植物や哺乳類、昆虫類、鳥類などの確認された種類については、大きな変化は見られない状況となっている。

④【資源循環】資源循環型社会の実現

- 平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成 25 年 4 月に施行された。

→ 引き続き、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現に向けての取り組みが求められている。

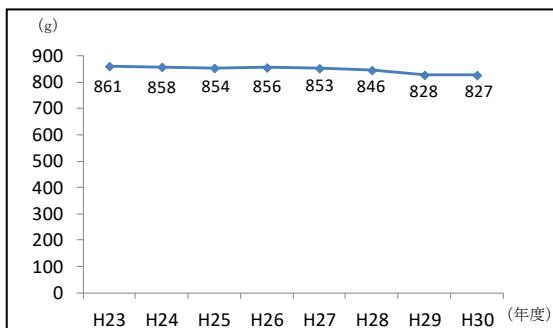


図 17 「市民 1 人あたりの 1 日のごみの量 (g)」

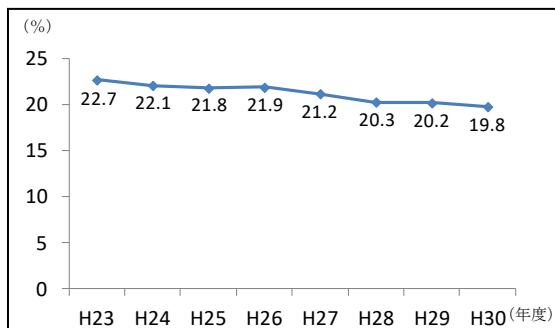


図 18 「ごみの再資源化率 (%)」

「市民 1 人あたりの 1 日のごみの量」は、緩やかに減少傾向となっている。

⑤【都市環境・生活環境】まち美化・公害対策

・空き家の増加が、治安の悪化や倒壊の危険などによる安全性の低下、草木の繁茂による周辺の生活環境への悪影響をもたらしていることから、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行された。

→ 平成29年12月に策定した「枚方市空家等対策計画」の4つの基本方針に基づき、空き家・空き地対策の推進が求められている。

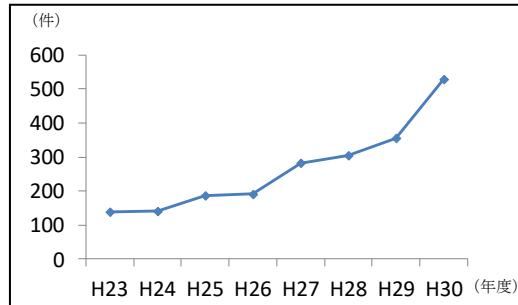
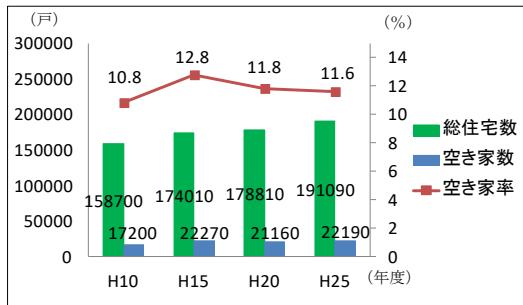


図19「枚方市の住宅総数、空き家数及び空き家率の推移」 図20「管理不良な空き家・空き地に関する相談件数」

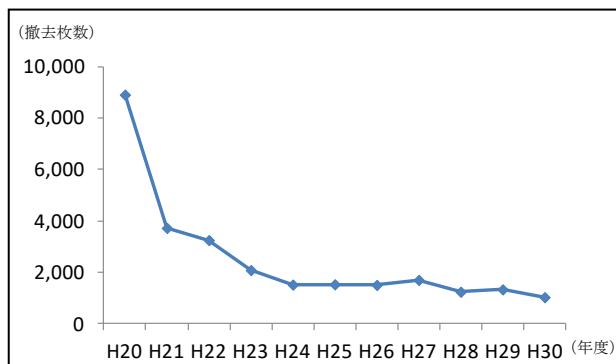


図21「不法屋外広告物撤去数の経年変化」

空き家数は、平成25年度時点では、大きな増加はみられませんが、管理不良な空き家・空き地に関する市に寄せられる相談件数は、年々、増加傾向となっている。

また、不法屋外広告物の撤去数は近年、大幅に減少している。

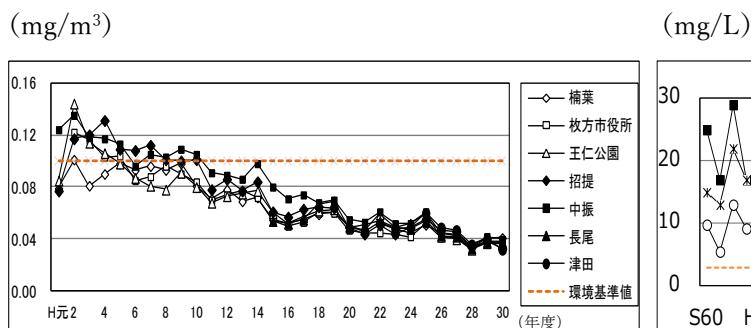


図22「浮遊粒子状物質の年間2%除外値の推移」

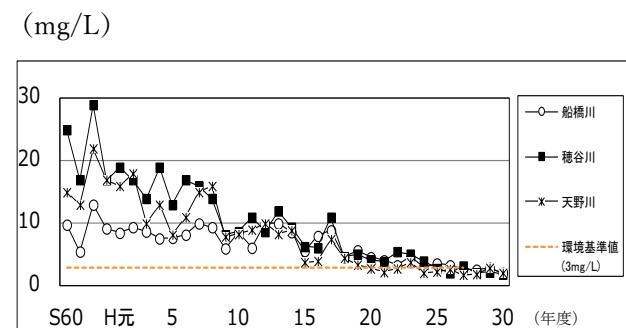


図23「環境基準点でのBOD75%値の推移」

大気における環境基準の達成状況については、光化学オキシダント以外は達成しており、「浮遊粒子状物質の年間2%除外値」は全ての測定期間で環境基準値を達成しているほか、「環境基準点でのBOD75%値」は3河川全ての測定期間で環境基準値を達成している。

(4) 枚方市の地域特性

①人口と世帯数

本市の人口は2019（平成31）年現在において402,579人、世帯数は180,043世帯です。人口は2012（平成24）年度の409,964人をピークとして、緩やかな減少傾向に転じている。一方、世帯数は増加を続けており、2019（平成31）年は、180,043世帯となっている。また、1世帯あたりの人員数は、1990（平成2）年に3.03人だったものが、2015（平成27）年には2.41人と減少している。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いている一方で、これに伴い老人人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行している。

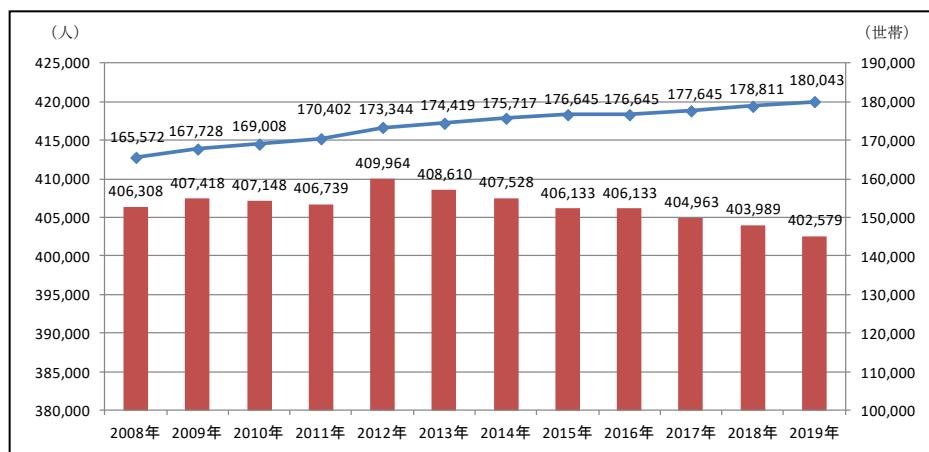


図24 人口の推移

出典：枚方市統計書のデータを基に作成

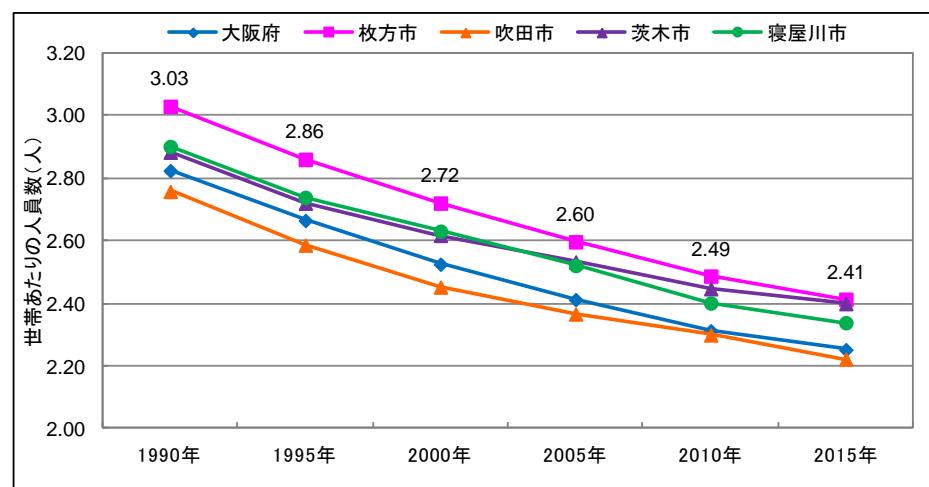


図25 世帯あたりの人員数の推移

出典：国勢調査、
枚方市統計書のデータを基に作成

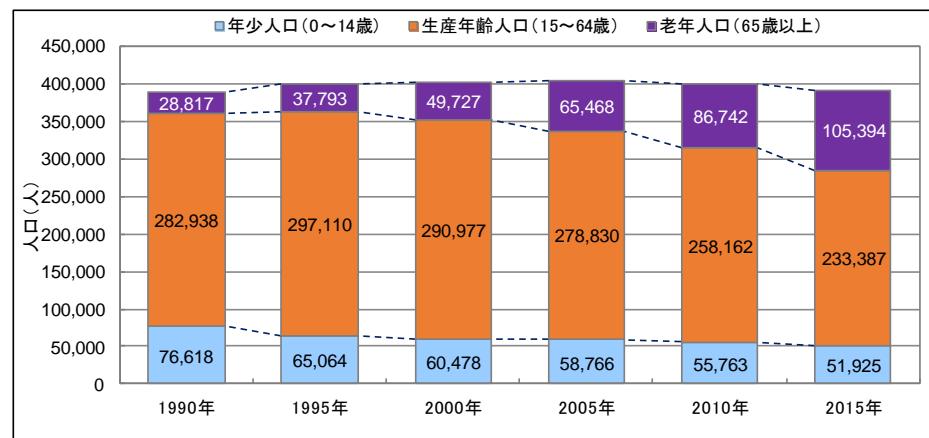


図26 年齢3区分別人口の推移

出典：枚方市統計書のデータを基に作成

②土地利用動向

2015(平成27)年の住宅地を含む市街地等は44.1%を占めており、2000(平成12)年から15年間で3.0%増加している。一方、田畠・山林等については、2.7%減少している。また、土地利用のうち、田畠に相当する経営耕地面積の推移をみると、2015(平成27)年の耕地面積は1990(平成2)年と比較して約37%減少し、農家数も567戸減少している。

市域の市街地等は、市域の西側に多く分布している。商業業務の土地利用は駅周辺を中心に分布し、工業地の土地利用は幹線道路等に隣接して分布している。

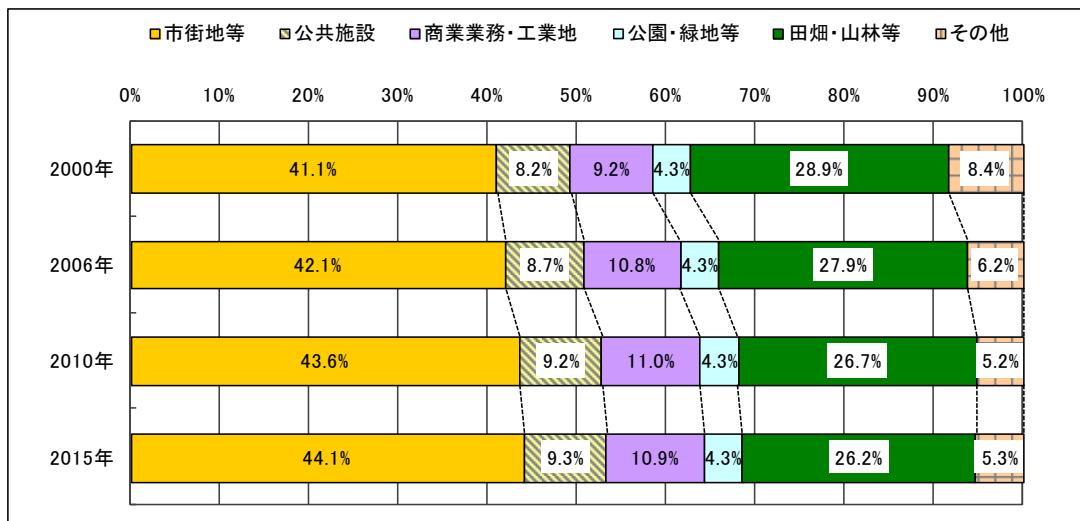


図27 土地利用の推移

出典：都市計画基礎調査のデータを基に作成

③年平均気温の推移

市内の年平均気温は上昇傾向となっている。

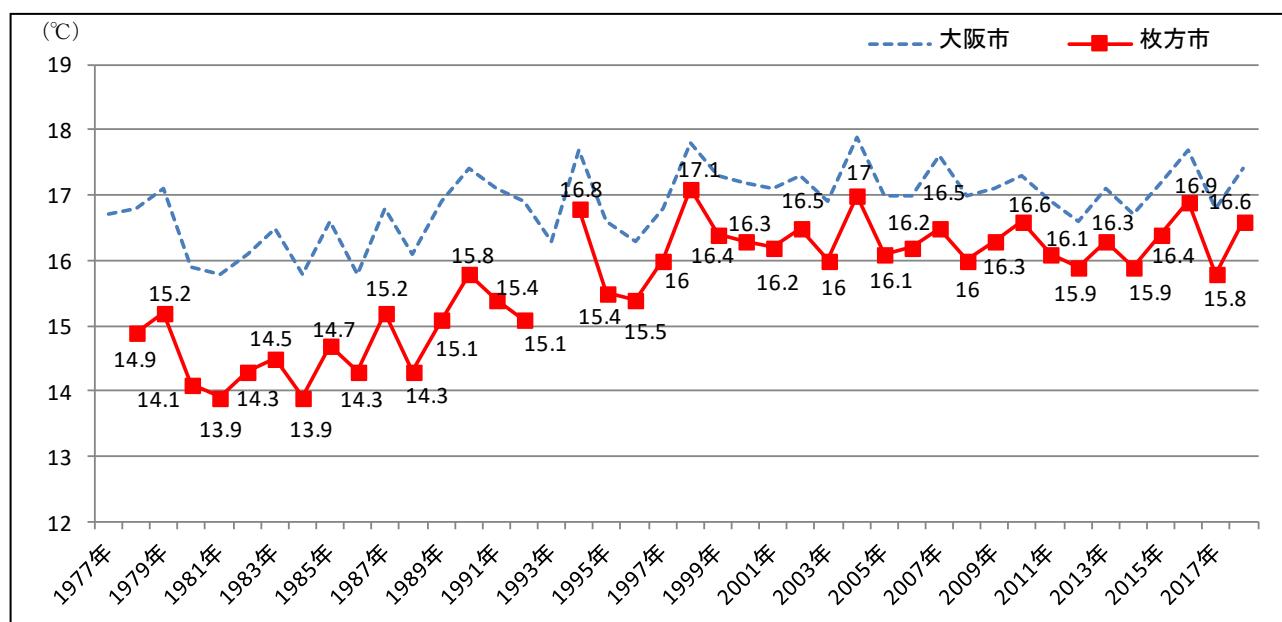


図28 年平均気温の推移

出典：気象庁の気象データを基に作成

※1977年は欠測期間が存在するため、プロットを省いている。また、1993年は調査地点移行に伴い、欠測期間が存在するため、プロットを省いている。

(5) 市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について

①市民アンケート結果

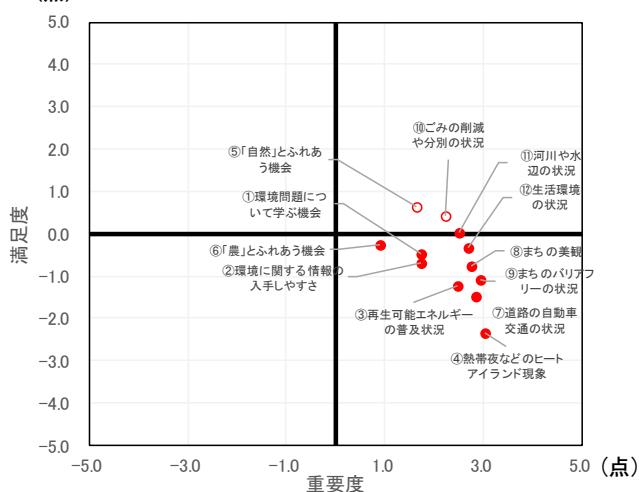
<基本目標の優先順位について>

市民アンケートの問4、問5の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「地球環境」や「都市環境」に関する事項で重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

市民アンケートの問4、問5の結果からは、「ヒートアイランド対策の取り組み」や「自動車の交通流対策の取り組み」「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」「環境美化の取り組み」が比較的、重要度と満足度の差が大きく、「地球環境」に関する項目とともに日常生活に直結した分野への関心度が高いことがわかった。このため、「地球環境」の分野とともに、都市としての交通利便性やまちの美観などについて、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

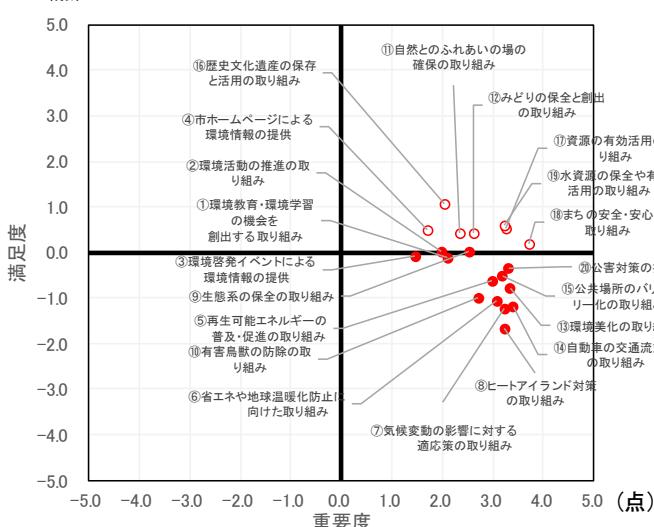
(点) 問4.あなたの身の回りの環境についての散布図



(基本目標単位での結果)

- 1位：地球環境 2位：都市環境
3位：生活環境 4位：人づくり・情報
5位：自然環境

(点) 問5.枚方市の環境の取り組みについての散布図



(基本目標単位での結果)

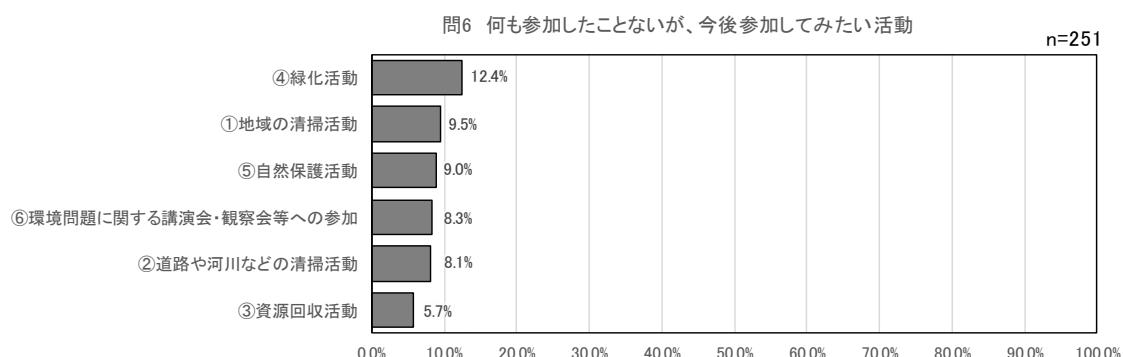
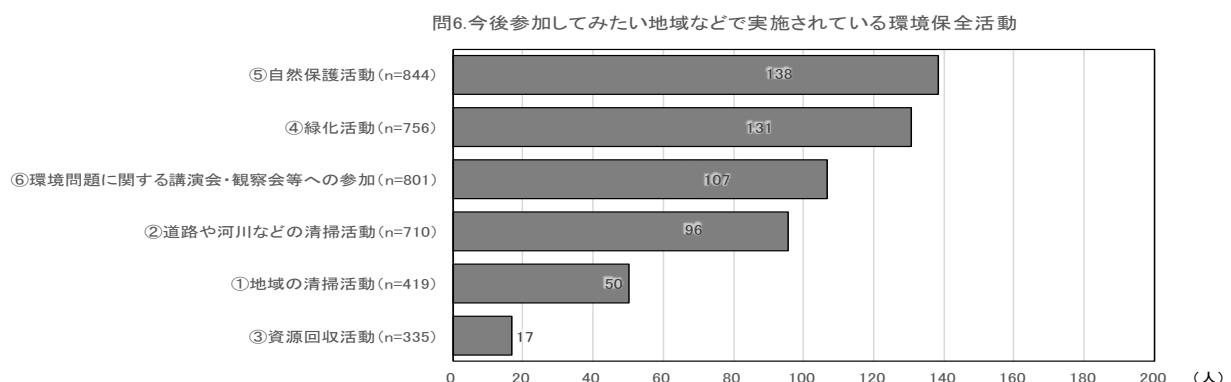
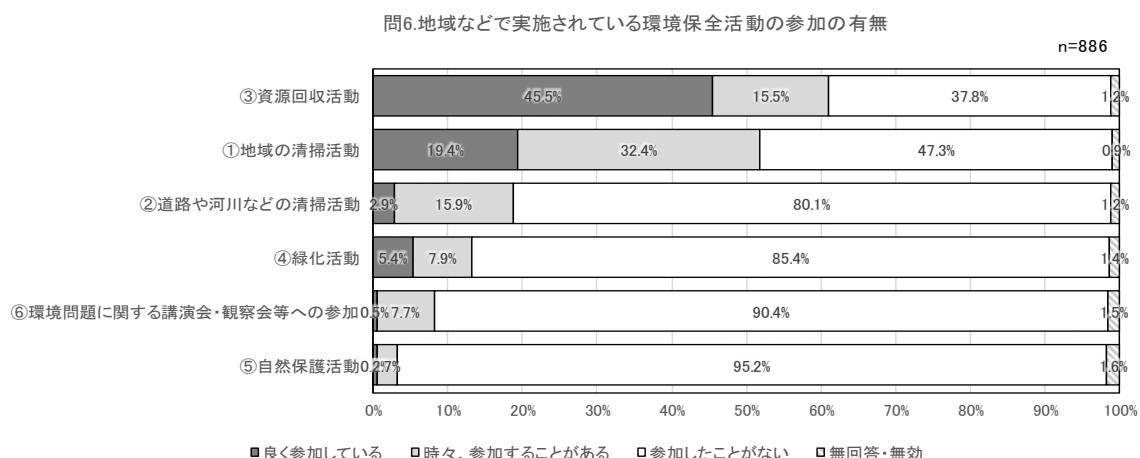
- 1位：地球環境 2位：都市環境
3位：生活環境 4位：自然環境
5位：人づくり・情報

<市民の環境保全活動の促進のための施策の方向性について>

市民アンケート「問6 地域で実施されている環境保全活動」の結果からは、良く参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「資源回収活動」、「地域の清掃活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められている。

また、参加したことがない環境保全活動のうち、「今後、参加してみたい」活動は、「自然保護活動」「緑化活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、「自然環境」の分野において、市民の環境保全活動の促進のための施策を充実していく必要があると考えられる。

環境保全活動に全く参加したことがない人（全体の29.0%）のうち、23.1%の人が今後参加してみたい活動を選択しており、「緑化活動」「地域の清掃活動」「自然保護活動」の順で多くなっている。こうした活動の場を創出することで、環境保全活動に参加する方の拡大につなげていく必要があると考えられる。

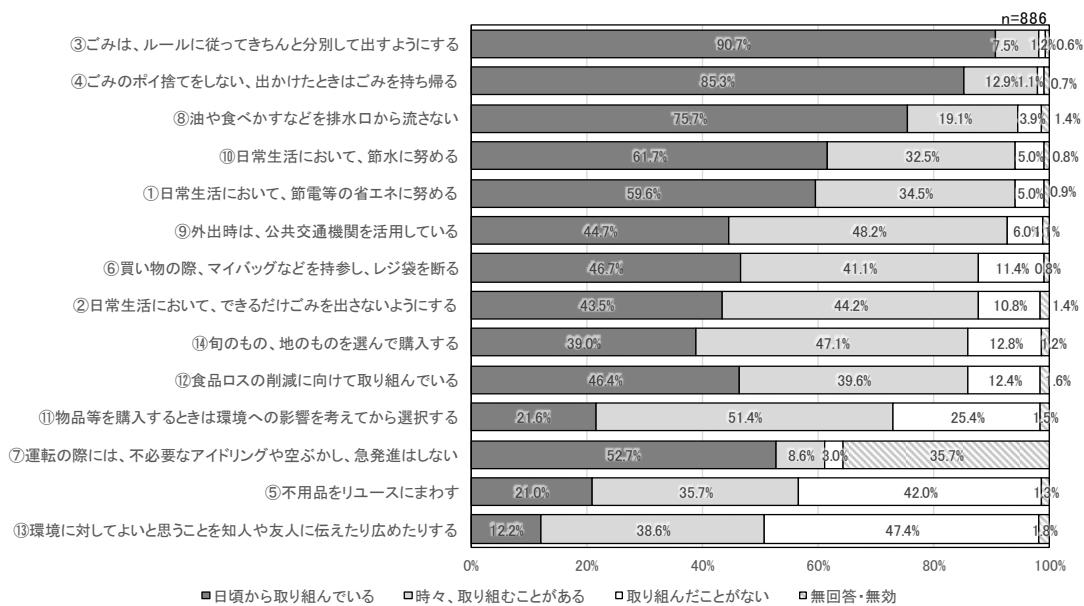


市民アンケート「問7 日常的に実施している環境保全の行動」の結果からは、9割以上の市民がごみはルールに従ってきちんと分別していることがわかった。また「ごみのポイ捨てをしない(85.3%)」「油や食べかすなどを排水口から流さない(75.7%)」などについても、多くの市民が日ごろから取り組んでおられることがわかった。

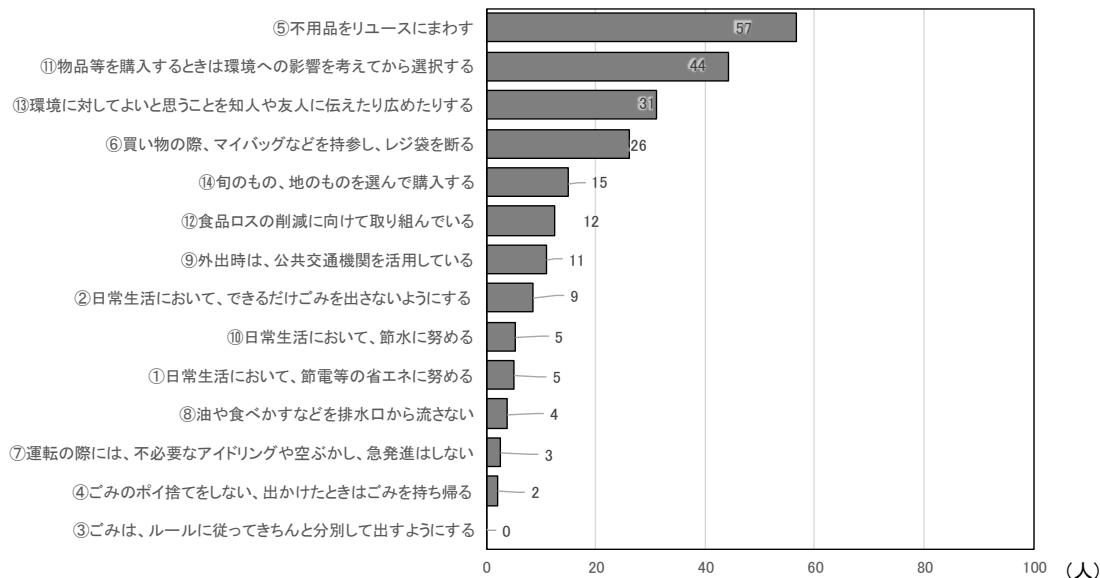
一方で、「環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする」「不用品をリユースにまわす」「物品等を購入するときには環境への影響を考えてから選択する」については、日常的に取り組んでいる市民が少なく、また、今後、取り組んでみたいと考えている人が多いことから、今後は、リユースやグリーン購入といった分野を中心に環境教育・学習や情報提供を行っていく必要があると考えられる。

また、枚方市民の環境保全行動に取り組んでいる人の割合は、全国平均と比較して高くなっている、今後も環境保全行動を促進していく必要があると考えられる。

問7.あなたが日常的に実施している環境保全の行動の取り組みの有無



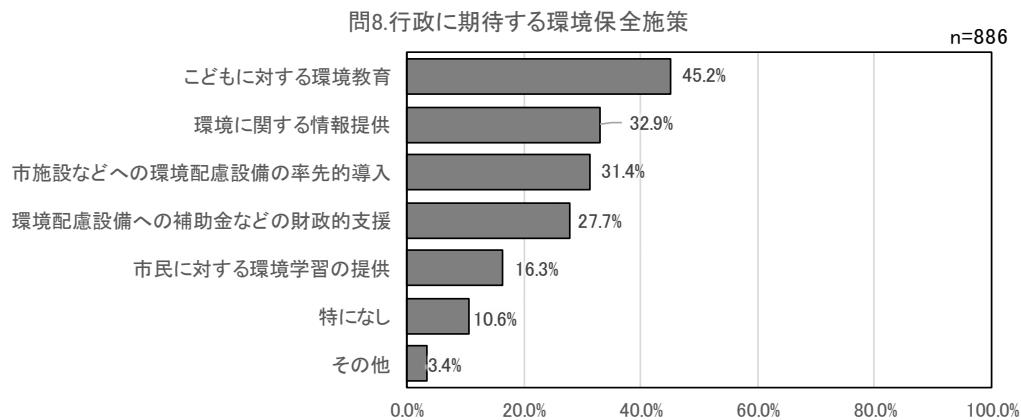
問7.今後取り組んでみたい環境保全の行動



<重点的に取り組むべき施策について>

市民アンケート「問8 枚方市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「こどもに対する環境教育（45.2%）」「環境に関する情報提供（32.9%）」「市施設などへの環境配慮設備の率先的導入（31.4%）」の順で多いことがわかった。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境教育・学習の場の創出や環境情報の積極的な提供、市施設への環境関連設備の率先導入を位置付けていく必要があると考えられる。

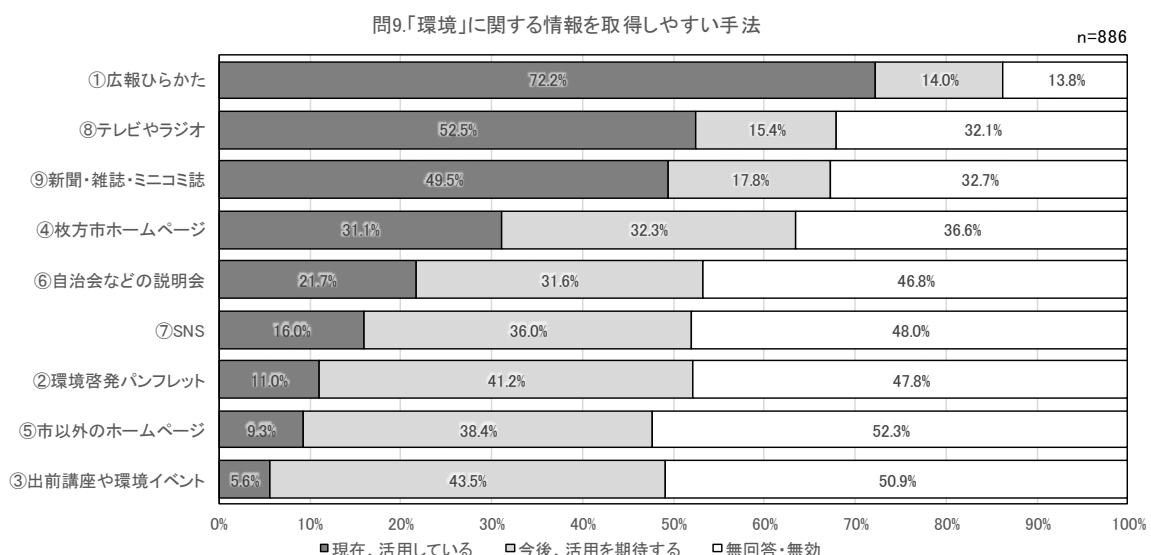


<環境情報の提供手法について>

市民アンケート「問9 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた（72.2%）」「テレビやラジオ（52.5%）」「新聞・雑誌・ミニコミ誌（49.5%）」の順で多いことがわかった。

また、今後活用を期待する手法は、「出前講座や環境イベント（43.5%）」「環境啓発パンフレット（41.2%）」の順で多いことがわかった。

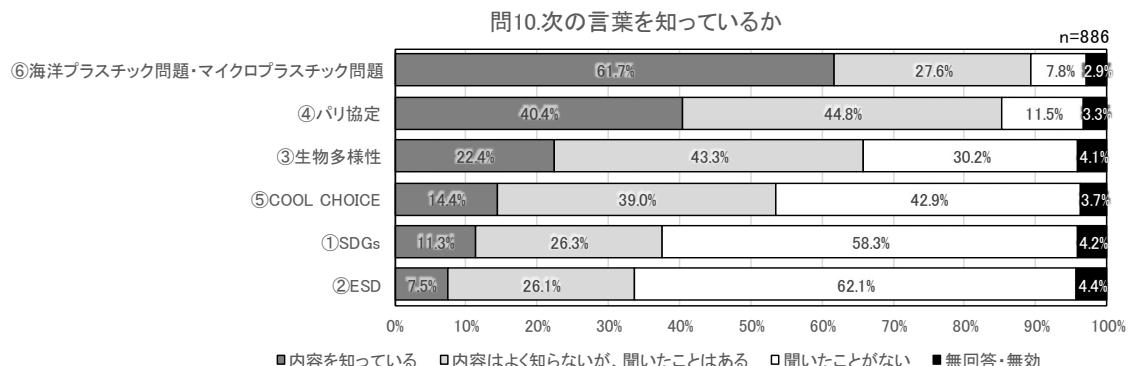
今後は、引き続き、広報ひらかたやFMひらかたなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大、環境啓発パンフレットを活用した環境情報の提供を積極的に行っていく必要があると考えられる。



<新しい環境問題の認知度>

市民アンケート「問 10 環境問題の認知度」の結果からは、新しい環境問題の認知度について、「海洋プラスチック問題・マイクロプラスチック問題」の認知度は、「内容を知っている」、「聞いたことがある」を合わせると 89.3% となっているが、「SDGs」に関しては、37.6% であることがわかった。

今後は、「SDGs」の認知度を上昇させるため、使い捨てプラスチックごみのポイ捨て防止の取り組みなどを通して、こうした取り組みが「SDGs」の目標達成につながっていくことを周知・啓発していく必要があると考えられる。

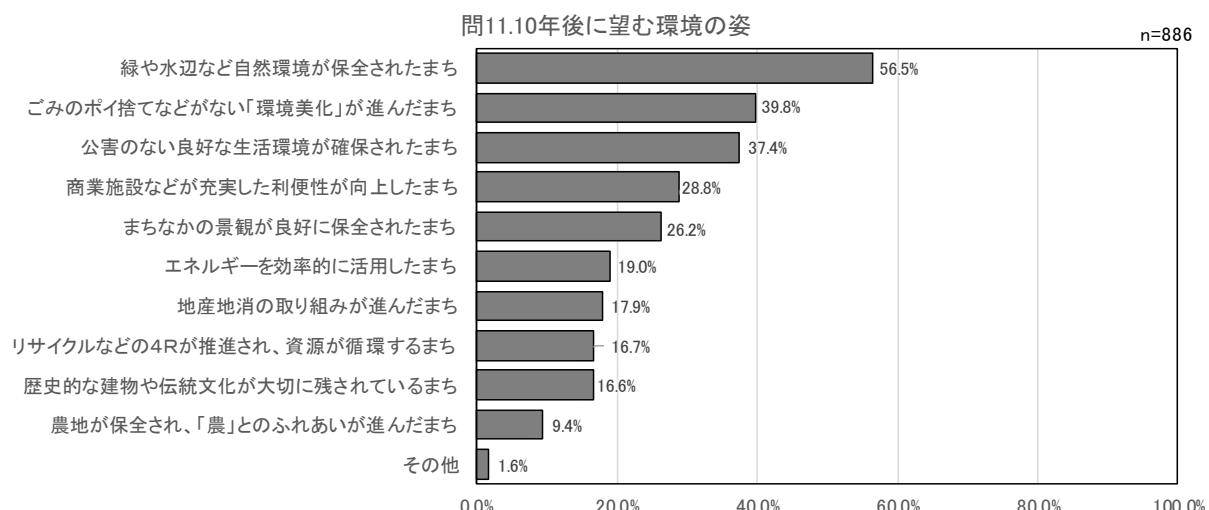


<枚方市の環境の 10 年後、30 年後の望ましい姿について>

市民アンケート「問 11 枚方市の環境の将来の望ましい姿」の結果からは、10 年後の望ましい環境の姿については、「緑や水辺など自然環境が保全されたまち（56.5%）」「ごみのポイ捨てなどがない環境美化が進んだまち（39.8%）」「公害のない良好な生活環境が確保されたまち（37.4%）」の順となった。

枚方市の環境の 10 年後の望ましい姿について、自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多いことがわかった。

30 年後の望ましい環境の姿については、様々な環境のバランスを重視する意見が多く、また、分野としては、10 年後の望ましい環境の姿と比較して大きな変化はなかった。



②事業者アンケート結果

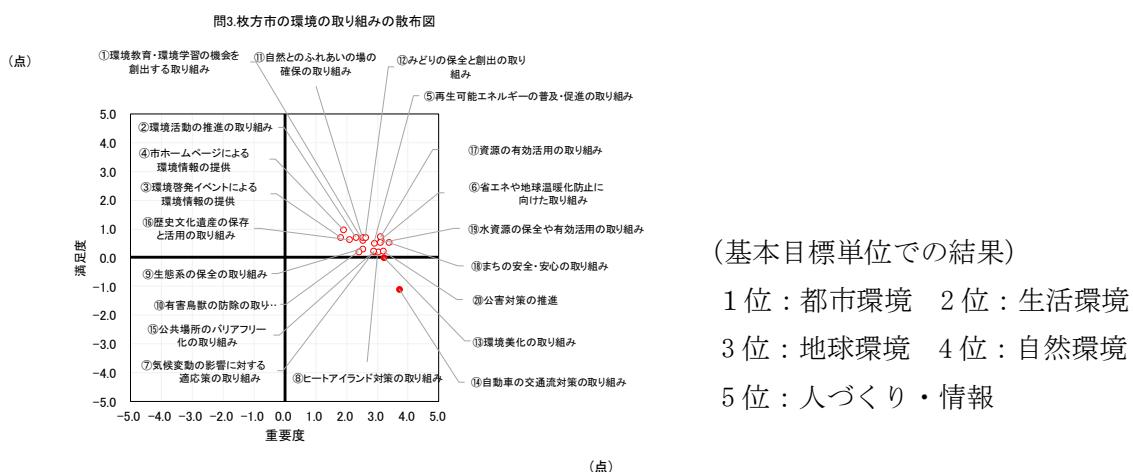
<基本目標の優先順位について>

事業者アンケートの問3の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「都市環境」「生活環境」「地球環境」の順で、重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

また、事業者アンケートでは、市民アンケート結果とは異なり、「生活環境」に関する分野の重要度が高い傾向となった。

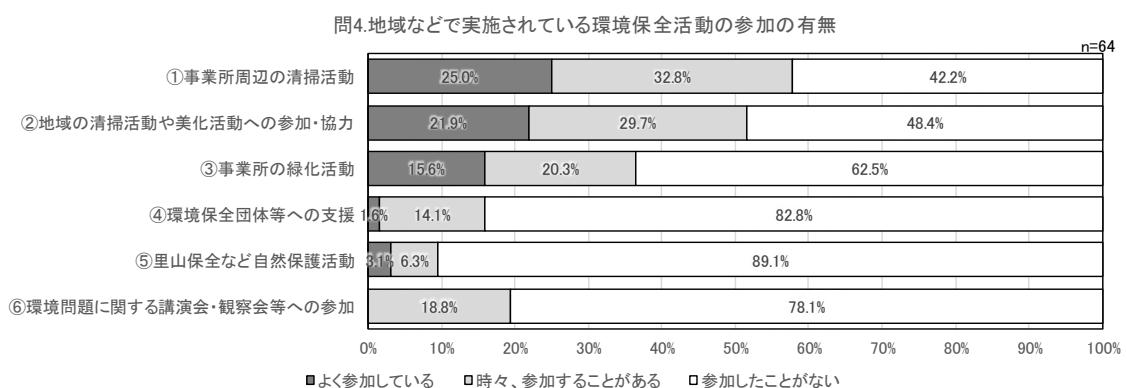
<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

事業者アンケートの問3の結果からは、「自動車の交通流対策の取り組み」が特に、重要度と満足度の差が大きく、この分野について第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。



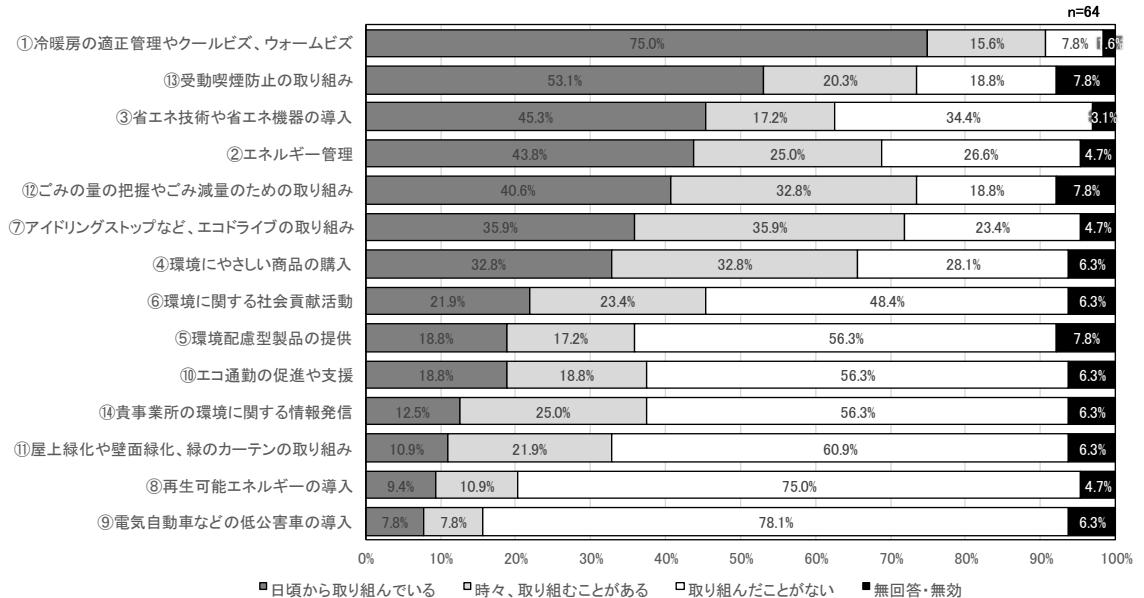
<事業者の環境保全活動の促進のための施策の方向性について>

事業者アンケート「問4 事業者による環境保全活動」の結果からは、良く参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「事業所周辺の清掃活動（57.8%）」、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力（51.6%）」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められている。

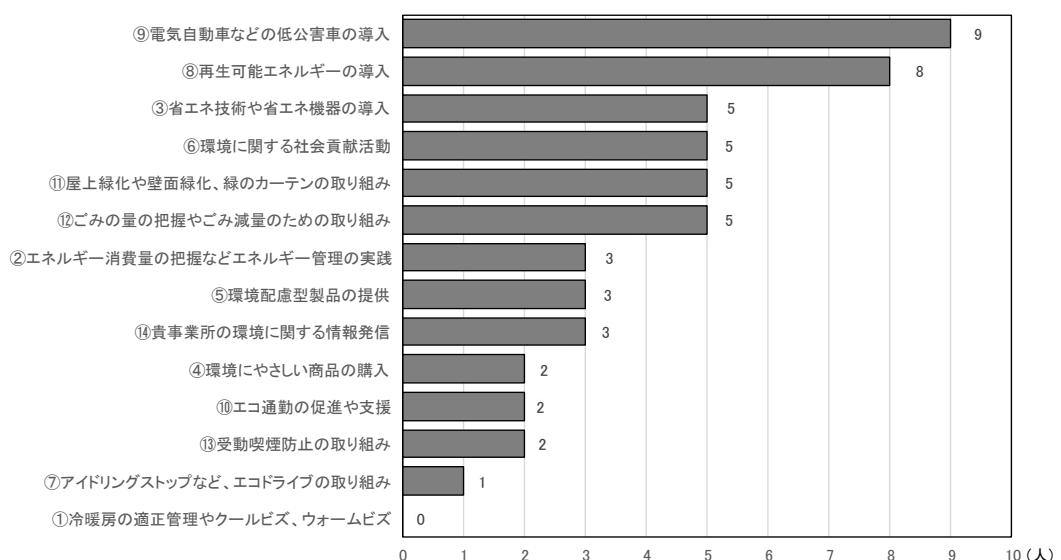


事業者アンケート「問5 事業者による環境保全の行動」の結果からは、日常的に取り組まれている事業者による環境保全行動は、「冷暖房の適正管理やクールビズ・ウォームビズ（75.0%）」「受動喫煙防止の取り組み（53.1%）」「省エネ技術や省エネ機器の導入（45.3%）」の順であることがわかった。また、今後取り組んでみたい環境保全行動は、「電気自動車などの低公害車の導入（9社）」「再生可能エネルギーの導入（8人）」の順となった。今後は、電気自動車などの低公害車の導入に向けた支援が必要であると考えられる。

問5.環境保全の行動の取り組みの有無



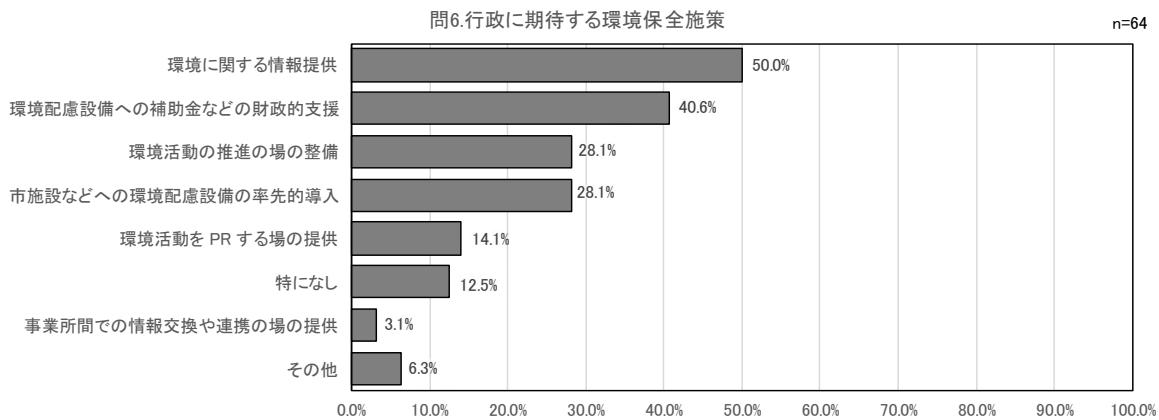
問5.今後取り組んでみたい環境保全行動



<重点的に取り組むべき施策について>

事業者アンケート「問6 市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「環境に関する情報提供(50.0%)」「環境配慮設備への補助金などの財政的支援(40.6%)」の順で多いことがわかった。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境情報の積極的な提供や環境配慮設備の導入支援が必要であると考えられる。

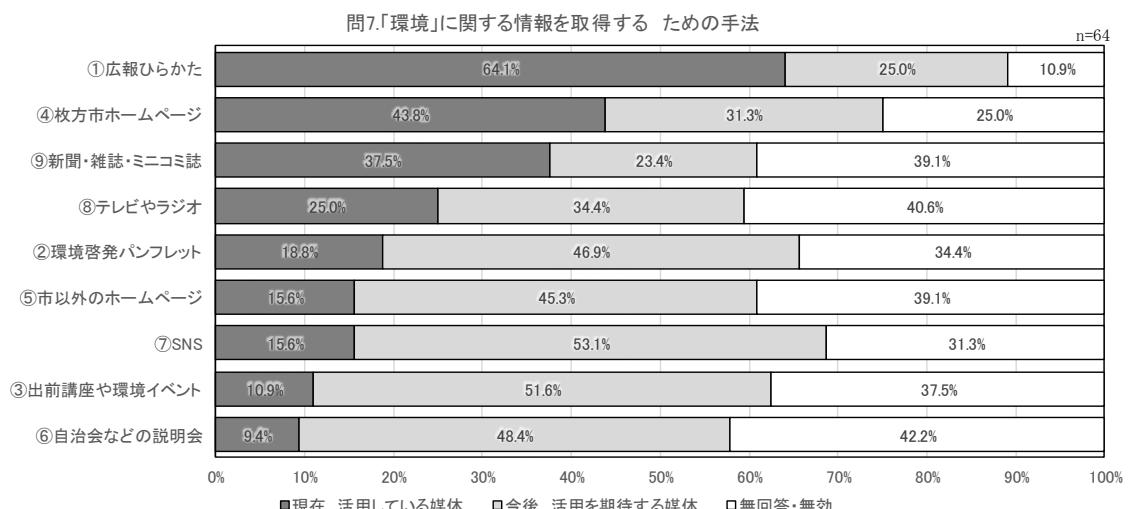


<環境情報の提供手法について>

事業者アンケート「問7 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた (64.1%)」「枚方市ホームページ (43.8%)」「新聞・雑誌・ミニコミ誌 (37.5%)」の順で多いことがわかった。

また、今後活用を期待する手法は、「SNS (53.1%)」「出前講座や環境イベント (51.6%)」の順で多いことがわかった。

今後は、引き続き、広報ひらかたや枚方市ホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大を行っていく必要があると考えられる。



③市内高校生ワークショップ結果

● 「関心のある環境問題や枚方の環境について思うこと」

- ・関心のある環境問題としては、マイクロプラスチックなどの海洋汚染の問題、外来生物の増加や森林破壊などの自然環境に関する問題、地球温暖化による海面上昇などといった地球規模の環境問題に関する意見も出されたが、枚方市の暑さ、アライグマなどの外来生物の増加や市域の自然環境の状況など身近な自然環境の変化、まちなかのごみのポイ捨てなど、これまでの生活経験に基づいた意見が多く見られた。
- ・枚方の環境について思うことについては、川の水が綺麗、ホタルがいる、たくさん的人が環境を大切にしようとしているなどといった枚方の環境で良いと感じることも意見として出されたが、公園でのハトや野良猫への餌やり、焼き畑での煙、お祭りごみや河川のごみ、国道1号線の交通量の多さ、公共交通機関の本数を多くしてほしいなど、改善してほしいと感じることについての意見が多く見られた。

● 「将来、住み続けたい枚方の環境」

- ・外来生物を減少させて在来生物を増やしていくことや緑の保全、まちなかの緑化など、人と自然が共存できる自然環境が確保されたまちを望む意見が多くあったが、これにあわせて、快適な気温とともに、公共交通機関の充実、まちなかのきれいさなど、都市環境の利便性・快適性を求める意見が多く得られた。
- ・交通安全のために信号機を増やして欲しい、条例などに縛られずあそべる公園が欲しい、自然が豊かな場所があって欲しい、ポイ捨てがなくきれいなまちであって欲しいなど身近な生活環境が確保されたまちを望む意見も多く見られた。

● 「自分たちにできること」

- ・まずは自分たちの身の回りということで、ポイ捨てはしない、ごみは分別する、ごみ拾い活動への参加、レジ袋を断るといったゴミに関する活動が非常に多かった。他にも節電に取り組む、打ち水をする、ジャンボタニシなどの外来種を見かけたら駆除するといった意見もあった。
- ・枚方の環境について自主的に学ぶだけでなく、環境に関する事をいろんな人たちと情報共有することで、環境に興味を持ってもらうといった、人材育成に関する意見も得られた。

今後を担っていく若年層は、将来の枚方市の環境について、豊かな自然環境を確保していくことと同時に、利便性の高い都市環境やポイ捨てのないきれいなまちにしていきたいと考えていることがわかった。

【ア】

空家等対策の推進に関する特別措置法

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する対策を総合的に推進するために定められた。市町村は、著しく劣化した「特定空家等」に対し、指導、勧告、命令、代執行の措置を講ずることができる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を行う制度のこと。

ESD（イーエスディー）

環境、貧困、人権、平和、開発といった世界規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

エコロジカルネットワーク

健全な生態系を保全・再生・創出するため、生態系の拠点の適切な配置やつながりを確保すること。保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することができる。

S-EMS（エス・イーエムエス）：学校版環境マネジメントシステム

市内の全公立小中学校と幼稚園を対象に、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むため、実施している市独自の環境マネジメントシステム。

SDGs（エスディージーズ）

世界のさまざまな問題を解決し、持続可能な社会を実現するための包括的な目標として、世界各国が合意した 17 の目標。経済、社会、環境の 3 つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指している。

MDGs（エムディージーズ）

2000 年の国連ミレニアム・サミットで採択された開発目標で、2015 年までに達成すべき目標として 8 つのゴールと 21 のターゲットで構成される。MDGs は極度の貧困や初等教育の普及など、途上国を開発に関する目標が中心であり、これを引き継ぎつつ全世界がめざすべき包括的な目標としたものが SDGs となる。

【力】

海洋プラスチック、マイクロプラスチック

プラスチックは、きちんと処理されず環境中に流出するものが多く存在する。流出したプラスチックが海に流れ込み、海の生態系に大きな影響を与える問題を海洋プラスチックごみ問題という。また、波や紫外線等の影響を受けるなどしたプラスチックが小さな粒子となって生態系に取り込まれ、大きな影響を与えることが懸念されており、マイクロプラスチック問題と呼ばれる。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

従来の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正したもの。持続可能な社会を構築するために求められる環境教育や協働取組の推進などに関する事項や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めている。

環境情報コーナー

従来の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正したもの。持続可能な社会を構築するために求められる環境教育や協働取組の推進などに関する事項や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めている。

気候変動

長期的な気候の変化。太陽活動や火山活動、地球軌道変化など自然要因の気候変動と、化石燃料の消費による二酸化炭素の増加など人為的要因の気候変動がある。近年では、人間活動に伴う温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多い。

気候変動の影響に対する適応策

気候変動に関する各種の影響評価結果を踏まえ、気候変動の影響に適応するための各種方策（既に起りつつある気候変動影響の防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。）。これを計画的かつ総合的に進めるための計画として、政府が策定する日本全体の計画である「気候変動適応計画」と、それに即して各自治体が策定する「地域気候変動適応計画」がある。

クールチョイス

パリ協定で定められた温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

小型家電法

正式名称「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。デジタルカメラ等に含まれるレアメタル等を有効にリサイクルするため、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための事項を定めたもの。

【サ】

生物多様性

生物種の多様さを意味する語で、(1)「生態系の多様性」＝様々な生態系が存在すること、(2)「種の多様性」＝様々な生物種が存在すること、(3)「遺伝的多様性」＝種は同じでも、生息地域等に応じて遺伝子レベルで異なる特徴があること、という3つのレベルの多様性での保全が必要とされる。

ZEH（ゼッチ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

住まいの断熱性・省エネルギー性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指す。

ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を通して削減し、限りなくゼロにしたビル。

【ナ】

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において「気温上昇を2℃よりもリスクが低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」と報告されており、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者と気候変動に対する危機感を共有し、市が先頭に立って、取り組む決意を示すために行った宣言のこと。

【ハ】

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁となるものを除去すること。障壁には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などがある。

パリ協定

地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。世界の平均気温の上昇を2℃よりも十分低く保つため、すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが合意された。

ひらかたエコフォーラム

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、本市、本市教育委員会、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の共催で開催している環境イベント。

ひらかた環境ネットワーク会議

市民・市民団体・事業者・行政がパートナーシップを形成し、それぞれが連携・協力して取り組むための拠点組織として、2004（平成16）年2月に設立された組織。

枚方市地球温暖化対策協議会

市内事業者と枚方市が、地球温暖化防止に向けた取り組みを、連携・協力して推進していくために、2009（平成21）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づく地球温暖化対策地域協議会として設立された組織。

ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言

市民・市民団体、事業者、行政が連携・協力し、「ポイ捨てをしない、させない環境づくり」や「使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取り組み」の推進に向けて、市が先頭に立って、取り組む決意を示すために行った宣言。

【ミ】

みどりのプラットホーム

市民、市民団体、事業者・大学、行政が連携して、みどりの課題や今後のみどりづくりについて話し合う場。